

新規指定介護サービス事業所等説明会資料
(介護給付等の請求事務に関すること)

令和4年度

千葉県国民健康保険団体連合会

目次

介護給付費の請求と支払の概要	1
1. 基本的な考え方	
2. 国保連合会の介護保険事業関係業務	
3. 介護給付費の請求と審査支払	
4. 介護給付費の請求から支払までの流れ	
介護給付費の電子請求について	6
1. 伝送を始める場合の準備	
2. 電子媒体による請求を始める場合の準備	
3. 伝送データの送信結果状況について	
各種通知書の対応方法等について	10
1. 国保連合会から各事業所等へ送付する主な帳票	
2. 各帳票の通知内容と対応方法	
(1) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	
請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応方法	
(2) 給付管理票決定者一覧表	
(3) 介護保険審査増減単位数通知書	
介護保険審査増減単位数通知書の対応方法	
(4) 介護給付費再審査決定通知書	
(5) 介護給付費過誤決定通知書	
(6) 介護給付費等支払決定額内訳書	
(7) 介護給付費等支払決定額通知書	
(8) 被保険者別支払決定明細一覧表	
(9) 介護予防サービス計画作成委託料支払内容通知書兼明細書	
(10) 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ	
給付管理票情報作成区分コード	30
支払額について	31
過誤申し立てによる給付実績の取り下げについて	32
1. 「過誤申し立てによる給付実績の取り下げ」とは？	
2. 取り下げ過誤を行うケース	
3. 取り下げ過誤を行う方法	
4. 取り下げ過誤と再請求の処理の流れ	
介護給付費の請求及び受領に関する届	34
※エラーコード一覧	

介護給付費の請求と支払の概要

1. 基本的な考え方

介護保険によるサービス提供は現物給付の仕組みが取り入れられ、原則利用者が一定の割合（1～3割）を負担し、残額を保険給付費（以下、「介護給付費」という。）で賄います。

サービス事業所及び介護保険施設（以下、「事業所等」という。）は、この保険給付費について市町村から委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に介護給付費の請求を行うこととなります。国保連合会では事業所等からの請求に基づき、上限管理等の審査を行い、事業所等への支払を行います。

2. 国保連合会の介護保険事業関係業務（法第176条～第178条）

介護保険法では、国保連合会の行う業務として以下の3つの業務が規定されています。

- (1) 市町村から委託を受けて行う介護給付費等の請求に関する審査及び支払
- (2) 指定居宅サービス等の質の向上に関する調査及び指定居宅サービス事業者等に対する必要な指導及び助言
- (3) その他介護保険事業の円滑な運営に資する事業

3. 介護給付費の請求と審査支払

(1) 請求受付

介護給付費の請求先は、事業所等が所在する都道府県の国保連合会（千葉県国保連合会）となります。他県の被保険者にサービスを提供した場合でも、事業所等所在地の国保連合会へ請求します。請求が10日までに間に合わなかった場合や返戻等の再提出をする場合は、翌月の1日から10日に請求することができます（これを「月遅れ請求」といいます）。

（受付期間について）

「伝送」…1日から10日の間に送信してください。（深夜の時間帯はなるべく避けてください。）

「電子媒体の提出」…**持参**される場合は、**10日午後5時**までをお願いします。また、**郵送**の場合は、**10日必着**をお願いします。

ただし、月遅れ請求ができるのは最長で2年間（2年を過ぎると消滅時効となります）ですので、早期に請求してください。

(2) 請求書等の審査

国保連合会では、主に次の①から④の審査を行い、審査結果については請求書等を提出した月の翌月初めに各事業所等に通知します。

① 1次チェック

給付管理票・介護給付費明細書について項目ごとの形式チェックと、事業所、保険者、公費負担者の各台帳との突合を行います。

② 資格チェック

受給者台帳との突合によるチェックを行い、受給者資格の確認等を行います。

③ 上限チェック

居宅サービスの介護給付費請求明細書と給付管理票との突合を行い支給限度額の確認等を行います。

④ 審査委員会による審査

主に医療サービス（出来高分）の妥当性等の審査を行います。

これらの審査により、「返戻」・「保留」・「査定」が決定します。

※「返戻」・「保留」・「査定」があった場合の対応については、10頁の「各種通知書の対応方法等について」を参照してください。

(3) 事業所等への支払

事業所等への介護給付費の支払は、請求書等を提出した月の翌月末日までに行います。

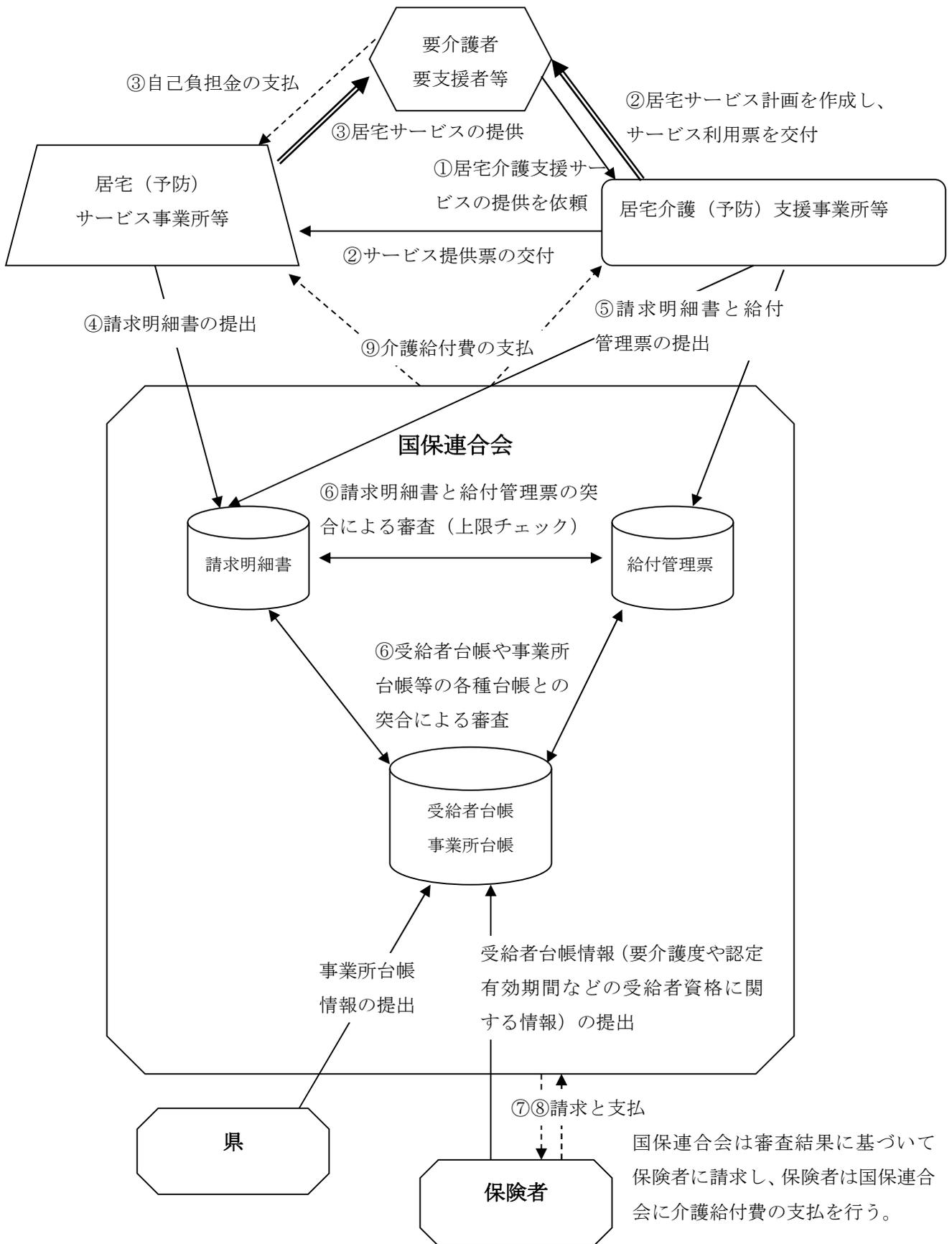
なお、千葉県では、毎月25日（土・日・祝日等の場合はその前日）に支払を行っています。

4. 介護給付費の請求から支払までの流れ

(1) 居宅サービスの基本的な流れ

- ① 要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）は、居宅介護支援事業所に居宅介護支援サービスの提供を依頼するとともに、居宅サービス計画作成依頼の旨を市町村に届け出ます。
- ② 居宅介護支援事業所は要介護者等の同意をもとに、居宅サービス事業所とサービスの提供についての調整を行い、居宅サービス計画を作成します。また、作成した居宅サービス計画をもとにサービス提供票、サービス利用票を作成し、それぞれ居宅サービス事業所、要介護者等に交付します。
- ③ 居宅サービス事業所は、サービス提供票に基づき要介護者等にサービスを提供し、利用者はサービス利用料の自己負担金を居宅サービス事業所に支払います。
- ④ 居宅サービス事業所は、提供したサービスの介護給付費請求書情報及び介護給付費請求明細書情報（以下、「請求書等」という。）を翌月10日までに国保連合会に提出します。
- ⑤ 居宅介護支援事業所は、要介護者等が受けたサービスに基づき（居宅サービス計画に変更があった場合はその内容を反映する）給付管理票情報を作成し、居宅介護サービス計画費等の請求書等とともに、翌月10日までに国保連合会に提出します。
- ⑥ 国保連合会は、給付管理票を基に居宅サービス事業所の請求書等と突合し支給限度額等の審査及び各種台帳との突合による審査を行います。
- ⑦ 国保連合会は、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所からの請求について審査後、保険者に請求します。
- ⑧ 保険者は、国保連合会に支払を行います。
- ⑨ 国保連合会は、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所に支払を行います。

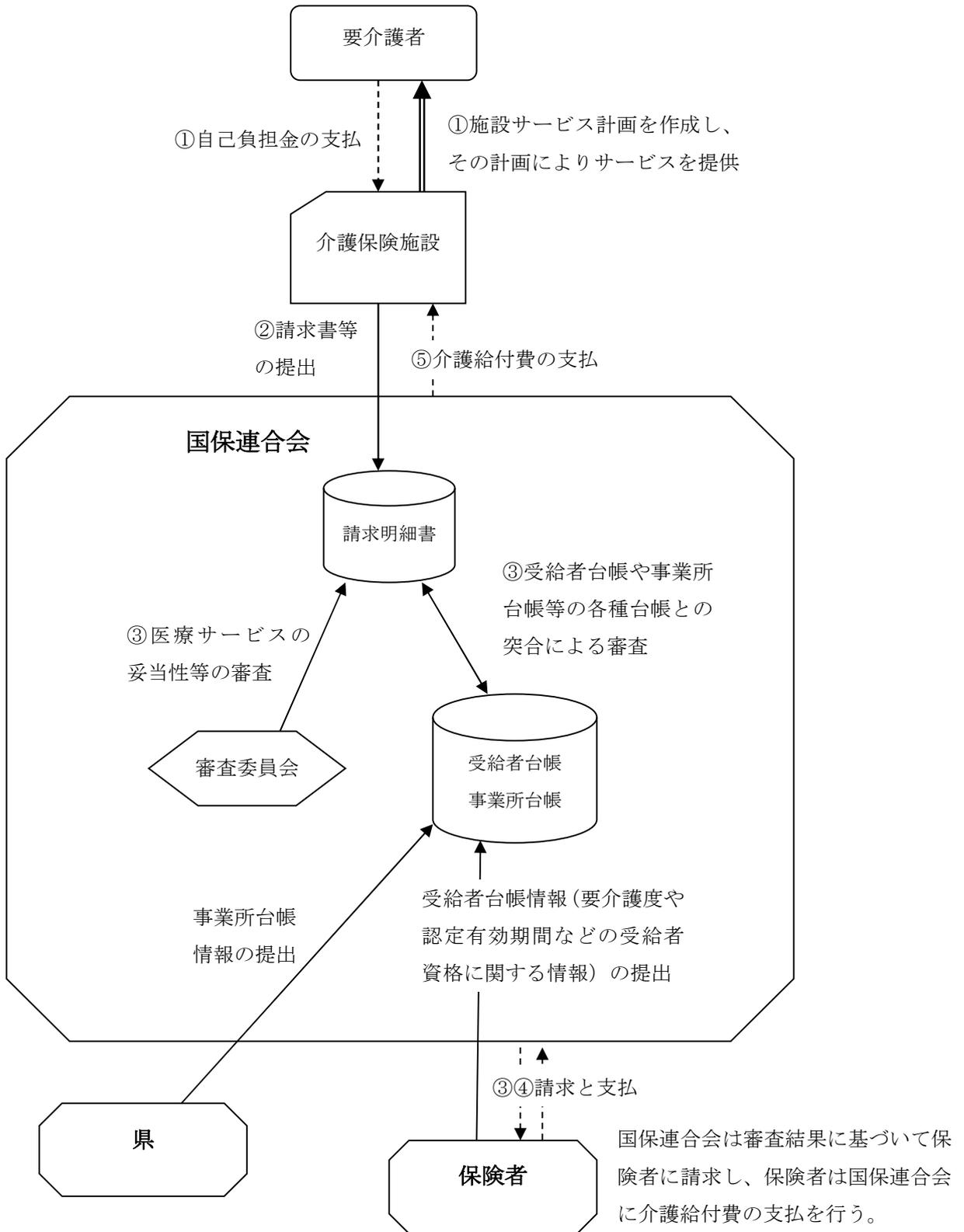
【居宅サービスの請求と審査支払の概要図】



(2) 施設サービスの基本的流れ

- ① 介護保険施設は要介護者等毎に施設サービス計画を作成し、その計画に基づき介護サービスを提供し、利用者はサービス利用料の自己負担金を介護保険施設に支払います。
- ② 介護保険施設は提供したサービスの請求書等を翌月 10 日までに国保連合会に提出します。
- ③ 国保連合会は請求書等について審査した後、保険者に請求します。
- ④ 保険者は国保連合会に支払を行います。
- ⑤ 国保連合会は介護保険施設に支払を行います。

【施設サービスの請求と審査支払の概要図】



介護給付費の電子請求について

介護給付費の請求は、厚生省令第 20 号の規定により電子請求（「伝送」又は「電子媒体の提出」）が原則となっており、これにより事業所等の請求事務の軽減・迅速化と国保連合会での確実・迅速な審査・支払を目標としています。

「伝送」とは、事業所等が、インターネットを利用して国保連合会のコンピューターに接続し、請求データを送信する方法であり、休日や夜間の送信も可能となっております。伝送の送信結果については、一定間隔を置いて再度[ツール]→[受信]することにより、送信データの到達を確認することができます。

「電子媒体の提出」とは、請求データをCD-R等の電子媒体に保存し、その電子媒体を国保連合会に郵送等で提出する方法です。

電子請求を行うためには、対応するソフトウェアとコンピューターが必要になります。介護給付費の請求に関するソフトウェアは多数提供されていますが、電子請求に対応しているものであれば、どのソフトウェアでもご利用できます。

1. 伝送を始める場合の準備

対応するソフトウェア・コンピューター、またはインターネット環境（電子請求受付システムを利用するうえで必要となるパソコンの動作環境を確認）を準備し、それぞれID・パスワードが必要になります。ID・パスワードを取得するためには、あらかじめ国保連合会に申し込みが必要です。

※ ID・パスワードの取得方法

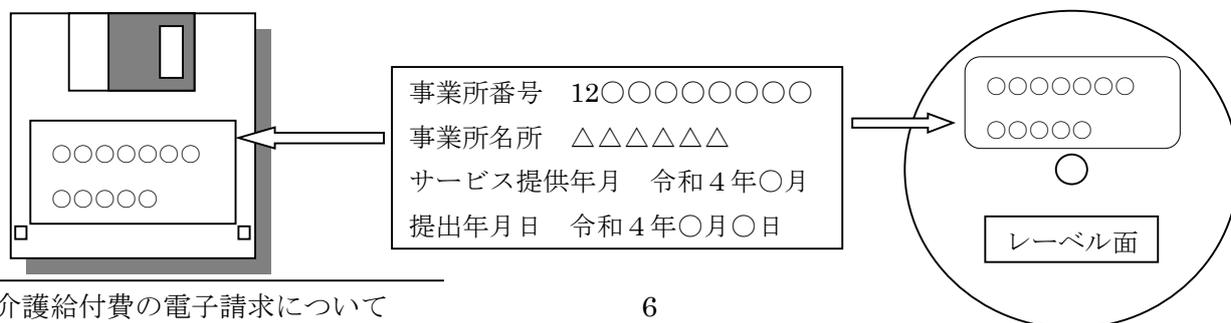
- (1) 新規に指定された事業所等の場合、「介護給付費の請求及び受領に関する届」の請求媒体欄は7.伝送（インターネット）を選択して提出してください。
- (2) 既に「介護給付費の請求及び受領に関する届」を提出済みの事業所等は、国保連合会ホームページの「介護事業者の皆様へ」より、「請求媒体変更届」をダウンロードし、事業所番号・事業所名称・連絡先の電話番号・担当者名を記入したものを介護保険課（FAX043-254-0048）までFAXで送信してください。

※ID・パスワードは、事業所等の所在地に郵送でお届けします（電話やFAXでは取扱いません）。

2. 電子媒体による請求を始める場合の準備

対応するソフトウェア・コンピューター、CDドライブ等の入出力装置、CD-R等の電子媒体が必要になります。

電子媒体を郵送する場合は、破損等を防止するために必ずケースに入れる等の対策をしてください。また、電子媒体は正・副2本作成し、事業所番号、事業所名称、サービス提供年月、提出年月日を記載して提出してください。（FDはラベル/CD-Rはレーベル面に直に記載）正本が損傷や磁気汚染等の理由から読み取りができない場合は副本を提出していただくこととなりますので、副本は支払いが決定するまで事業所等側で保管してください。



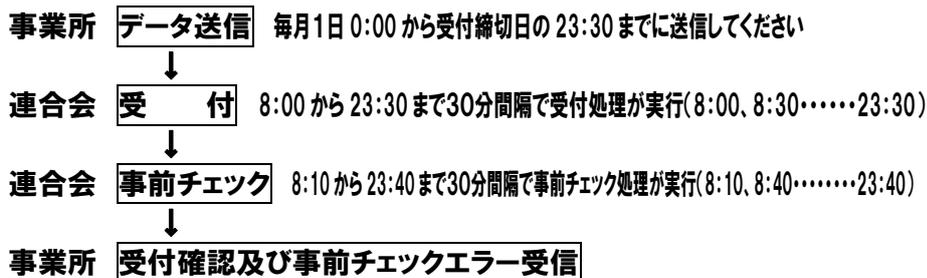
3 伝送データの送信結果状況について

①：データを送信したら必ず「送信結果」を確認してください

データを送信したら、伝送通信ソフトの「送信箱」内「送信結果」の各ファイルを選択し、送受信ボタンを押して「送信結果」を確認してください。なお、送信データは下記【処理のながれ】のように、受付処理をした後に事前チェック処理を行います。

また、各処理は表示の時間帯（30分間隔）で行いますので、事業所においては、データ送信後、受付確認及び事前チェックエラーの受信まで、最長で40分程度かかります。（例；8：01送信→8：30受付→8：40事前チェック結果の配信）

【処理のながれ】



※23：30以降に請求データを送信された場合は、翌朝8：00の受付処理になることから、受付締切日（原則、毎月10日）に関して、23：30以降の請求データ送信は、ご遠慮くださるようお願いいたします。

【伝送通信ソフトの送信結果画面】



※上記送信結果画面【状態】【到達】【受付】状況説明

【状態】正常終了【到達】○【受付】○（画面では送信ファイル名 KY000309.csv）

受付が正常で、事前チェックエラーが存在しない状態です。

【状態】下枠参照【到達】○【受付】△（画面では送信ファイル名 KY000310.csv）

受付は正常に行われていますが、データの中に事前チェックでエラーになった情報が含まれています。対応方法は、②：【状態】に「下枠参照」が表示されたらご覧ください。

【状態】エラー【到達】○【受付】×（画面では送信ファイル名 KY000311.csv）

外部インターフェイスエラー（※）が発生し、データ受付が行われていません。データの再作成・再送信が必要です。データの取消は必要ありません。

※外部インターフェイスエラー

コントロールレコードの処理対象年月が不正

ファイル名が規約に沿っていない

伝送整理番号中の事業所番号が存在しない 等

【状態】エラー【到達】×（画面では送信ファイル名 KY000312.csv）

送信すべきファイルの種類ではない等の理由で全くデータを取り込めなかった状態です。

データの再作成・再送信が必要です。データの取消は必要ありません。

【状態】待ち【到達】○（画面では送信ファイル名 KY000401.csv）

事前チェックを待っている状態です。暫くして、もう一度「送受信」ボタンを押してください。上記の【処理のながれ】を参考にしてください。

【状態】待ち（画面では最下段の送信ファイル名 KY000312.csv）

データを送信した直後の状態です。暫くして、もう一度「送受信」ボタンを押してください。上記の【処理のながれ】を参考にしてください。

②：【状態】に「下枠参照」が表示されたら

請求されたデータの中に事前チェックエラーがある場合、「送信結果」の状態に「下枠参照」が表示されます。

【下枠参照の場合の表示例】

伝送整理番号	送信ファイル名	状態	到達	受付	取消	作成日時
00001234550129048370	KY000309.csv	正常終了	○	○		2004年02月02日
00001234550129048614	KY000310.csv	下枠参照	○	△		2004年02月02日
00001234550129049217	KY000311.csv	エラー	○			2004年02月02日
00001234550129050155	KY000312.csv	エラー	○	×		2004年02月02日
00001234550129050357	KY000401.csv	待ち	○			2004年02月02日
00001234550129050365	KY000312.csv	待ち	○			2004年02月02日

ファイル名	様式	明細件数	レコード件数
KY000310.csv	給付	3	10

ファイル名	様式	提供年月	サービス種類	保険者番号	被保険者番号	項目名	値	エラー内容
KY000310.csv	給付	200311	13	00412015	7000000002	限度適用期間終了	xxxx	一次:数字ではない値が設定されています。
KY000310.csv	給付	200311	13	00412015	7000000002	給付計画単位	xxx	一次:数字ではない値が設定されています。

事前チェック情報（事前チェックを実施した状況）

ファイル名：送信したファイルの名前

様式：給付＝給付管理票、請求＝請求明細書

明細件数：請求明細書、給付管理票等の件数

レコード件数：データの行数

エラー情報（事前チェックでエラーとなったデータの詳細情報）

ファイル名：エラーデータが含まれるファイルの名前

様式：様式の種類

提供年月：サービス提供年月、または給付管理対象年月

サービス種類：サービス種類コード（限定できない場合は「-」）

保険者番号：利用者の証記載保険者番号

被保険者番号：利用者の被保険者番号

項目名：エラーとなった項目の名前

値：上記項目に入力されていた値

エラー内容：一次チェックでエラーとなった事由

【状態】が「正常終了」「下枠参照」となったデータは事前チェックエラーの有無に関わらず、国保連の審査支払システムに登録されます。

下枠に表示されたエラー情報は、事前チェックした結果、送信ファイルの中にエラー項目があったことを表しています。このエラーについて何も対処しなければ、データは審査支払システムに登録され、エラー項目のある請求明細書・給付管理票は「返戻」扱いになります。（ファイル全てが返戻になるわけではありません）

《エラー情報のあるファイルについての取扱手順》

①エラーが含まれているファイルの取消電文を作成し、送信する。



「送信結果」フォルダ内の取り消したいファイルを選択し、青く反転している状態で右クリックすると画面の状態になります。ここで「送信データ取消」をクリックしてください。その後、「送信待ち」フォルダをクリックすると「取消電文」（送信ファイル名）が作成されますので、「送受信」ボタンを押して送信してください。

また、取消電文については、エラー情報の含まれたデータだけでなく、「正常終了」のデータについても、作成、送信が可能です。また、毎月1日から受付締切日の23:30までなら、何度でも行うことが可能ですが、受付締切日（原則10日）はご注意ください。

②送信結果が「取消完了」になっていることを確認する。

送信から確認まで40分程かかる場合があります。



「取消電文」送信後、「送信結果」フォルダをクリックし「送受信」ボタンを押してください。取り消したいファイルの下に、【送信ファイル名】上記電文取消【状態】取消完了【受付】○と表示されれば取消処理が正常に完了しています。

③事前チェックエラーのデータを修正したファイルを作成し送信する。

下枠に表示されたエラー情報を参考にしてデータを再作成し、連合会にファイルを送信してください。エラー内容については、本会HPに掲載しております事前チェックエラーリストをご覧ください。

④送信結果が「正常終了」になっていることを確認する。

※エラーへの対応をする・しないについては任意です。

※再作成にあたっては、エラーになったデータだけを作り直すのではなく、エラー情報が含まれたファイル全体を作り直してください。

※再作成ファイルの送信の前には、エラーが含まれたファイルの取消を必ず行ってください。行わない場合、重複エラーが発生します。

※送信結果画面表示等については、国保中央会介護伝送ソフトをご利用の場合に限ります。他社伝送ソフトをお使いの場合は、ソフト購入会社にお問い合わせください。

各種通知書の対応方法等について

1. 国保連合会から各事業所等へ送付する主な帳票

国保連合会では毎月の審査結果を翌月に通知します。介護給付費等の請求を行った翌月には、下記の帳票が届きますので、必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。又、伝送で登録されている事業所には、伝送にて返却する対応をしております。（※1）該当する帳票としまして、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表、審査増減単位数通知書、再審査決定通知書、過誤決定通知書、給付管理票決定者一覧表、支払決定額通知書、支払決定額内訳書、被保険者別支払決定明細一覧表が伝送にて返却されます。なお、これらの帳票は原則として再発行しませんので、厳重に保管されるよう併せてお願いいたします。

帳票名	目的	伝送	以外
請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	介護給付費明細書、給付管理票の返戻対象および介護給付費明細書の保留対象を通知する	1日	3日前後
介護保険審査増減単位数通知書	サービス種類ごとに減単位数等を通知する	1日	3日前後
介護給付費再審査決定通知書	給付管理票（修正）等による支払額を通知する	1日	3日前後
介護給付費過誤決定通知書	事業所等からの申し出による給付実績の取り下げなどを通知する	1日	3日前後
給付管理票決定者一覧表	給付管理票決定者（県内のみ）を通知する	1日	3日前後
介護給付費等支払決定額通知書	介護給付費の支払決定額と振込先金融機関を通知する	15日	22日以降
介護給付費等支払決定額内訳書	介護給付費の支払決定額の内訳を通知する	15日	22日以降
被保険者別支払決定明細一覧表	個人別支払決定額を通知する	15日	22日以降
介護予防サービス計画作成委託料支払内容通知書兼明細書	サービス計画作成委託料の支払金額を通知する	15日	22日以降
介護職員処遇改善加算総額のお知らせ	介護職員処遇改善加算の加算総額を通知する	15日	22日以降

※1.伝送（インターネット）

(1) 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号 127xxxxxxx

令和X年4月 審査分

令和 X年5月1日

1 頁

千葉県国保連

事業所(保険者)名 ○○サービス事業所

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービ ス種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
1220XX △○市	0000011112 カイク 仔ロウ	請	RX.3	11		12,500	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
1220XX △○市	0000011112 カイク 仔ロウ	請	RX.3	14		30,100	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
1310XX ○○区	0000000001	請	RX.3	11		14,060	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	返戻
1220XX △○市	0000010000 コクホ ハナコ	請	RX.2	11		3,702	B	証記載保険者番号 : 市町村の認定変更が未決定	12PA
1220XX △○市	0000010000 コクホ ハナコ	請	RX.2	11		3,702	B	被保険者番号 : 市町村の認定変更が未決定	12PA
1221XX △□市	0000011114	請	RX.2	14		2,080	B	証記載保険者番号 : 市町村の認定情報が未登録(受給者台帳)	12P0
1221XX △□市	0000011114	請	RX.2	14		2,080	B	被保険者番号 : 市町村の認定情報が未登録(受給者台帳)	12P0
1220XX △○市	0000011100 セイホ タロウ	請	RX.1	14		2,750	B	交換情報識別番号 : 同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2
1220XX △○市	0000011112 カイク 仔ロウ	請	RX.2	11		1,164	B	交換情報識別番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
1220XX △○市	0000011112 カイク 仔ロウ	請	RX.2	11		1,164	B	サービス種類 : 支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM
1220XX △○市	0000010000 コクホ ハナコ	請	RX.1	11		5,024	B	交換情報識別番号 : 過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4

- * 種別 : サ・サービス計画費請求明細書、請・請求明細書、給・給付管理票
- * サービス項目等 : 審査エラーによる返戻のうち、明細情報と特定入所者情報のエラーにはサービス項目コード、特定情報のエラーには識別番号が出力されます。
- * 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業者から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

(1) 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号 127xxxxxx

令和X年4月 審査分

令和 X年5月1日

事業所(保険者)名 ○○支援事業所

1 頁

千葉県国保連

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービ ス種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
1220XX △○市	0000000700 カイク シロウ	給	RX.2	11		26,370	B	交換情報識別番号 :過去に同じ給付管理票(新規)を提出済	ANNJ
1220XX △○市	0000000700 カイク シロウ	給	RX.2	17		1,300	B	交換情報識別番号 :過去に同じ給付管理票(新規)を提出済	ANNJ
1220XX △○市	0000000700 カイク シロウ	給	RX.2			27,670	B	交換情報識別番号 :過去に同じ給付管理票(新規)を提出済	ANNJ
1220XX △○市	0000010000 カイク ハナコ	給	RX.1	17		750	B	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
1220XX △○市	0000010000 カイク ハナコ	給	RX.1			750	B	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
1220XX △○市	0000000700 カイク シロウ	サ	RX.2	43		1,250	B	交換情報識別番号 :過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
1220XX △○市	0000010000 カイク ハナコ	サ	RX.1	43		1,000	D	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	返戻

- * 種別 :サ・サービス計画費請求明細書、請・請求明細書、給・給付管理票
- * サービス項目等 :審査エラーによる返戻のうち、明細情報と特定入所者情報のエラーにはサービス項目コード、特定情報のエラーには識別番号が出力されます。
- * 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業者から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

(1) 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号 127xxxxxx

令和X年4月 審査分

令和 X年5月1日

事業所(保険者)名 ○○支援事業所

1 頁

千葉県国保連

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービ ス種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3	17		2,800	B	対象年月 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3	17		2,800	B	証記載保険者番号 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3	17		2,800	B	支援事業所番号 : 市町村の認定情報と不一致(支援事業所)	12P4
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3	17		2,800	B	被保険者番号 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3	17		2,800	B	計画作成区分 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3			2,800	B	対象年月 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3			2,800	B	証記載保険者番号 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3			2,800	B	支援事業所番号 : 市町村の認定情報と不一致(支援事業所)	12P4
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3			2,800	B	被保険者番号 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	給	RX.3			2,800	B	計画作成区分 : 市町村の認定情報と不一致(作成区分)	12P5
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	サ	RX.3	43		1,250	B	支援事業所番号 : 市町村の認定情報と不一致(支援事業所)	12P4
1220XX △○市	0000000001 カゴ シンタロウ	サ	RX.3	43		1,250	B	被保険者番号 : 市町村の認定情報と不一致(支援事業所)	12P4

- * 種別 : サ・サービス計画費請求明細書、請・請求明細書、給・給付管理票
- * サービス項目等 : 審査エラーによる返戻のうち、明細情報と特定入所者情報のエラーにはサービス項目コード、特定情報のエラーには識別番号が出力されます。
- * 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業者から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の対応方法

通知内容	一覧表の表示	事業所等側の対応	
返戻	備考欄にエラーコード（英数字4文字）が表示されている場合。	事業所等の誤りによる場合	内容を訂正して再度提出する（返戻となった請求明細書等を再提出する場合は、月遅れの提出と同様に行う）。
		保険者の受給者台帳に誤りがある場合	保険者に受給者台帳の訂正を依頼し事業所等から再提出を行う。
	内容欄が「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」で備考欄が「返戻」である場合。	請求明細書に対する給付管理票が未提出か、あるいは提出した給付管理票が返戻となった場合である。居宅介護支援事業所に給付管理票（作成区分「新規」）の提出依頼をし、さらに該当する請求明細書を再提出する。	
	内容欄が「審査委員会の判定により却下」である場合。	重複請求による場合	正しい内容の請求明細書を提出する。
	審査委員会の判定により却下された場合	審査委員会の指示に従い、再請求する。	
保留	内容欄が「支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要」で備考欄が「保留」である場合。	請求明細書に対する給付管理票が未提出か、あるいは提出した給付管理票が返戻となっている場合なので、居宅介護支援事業所に給付管理票（作成区分「新規」）の提出依頼をする。保留となっている請求明細書を再提出する必要はない。なお、保留期間は千葉県の場合、4ヶ月間とする。	

(2) 給付管理票決定者一覧表 (千葉県独自)

給付管理票決定者一覧表

審査年月	202X年04月
事業所番号	127XXXXXX
事業所名	〇〇介護支援センター

対象年月	保険者番号	保険者名	被保険者番号	被保険者氏名	サービス事業所番号	サービス種類コード	サービス計画点数・日数	備考
201903	1220XX	△〇市	0000000700	コホ ジョウ	1271111111	11	1,500	
201903	1220XX	△〇市	0000010000	カゴ ハナ	1272222222	21	1,250	
201903	1220XX	△〇市	0000002000	コホ ミル	1273333333	21	9,643	
201903	1220XX	△〇市	0000002000	コホ ミル	1274444444	11	3,676	
201903	1220XX	△〇市	0000002000	コホ ミル	1275555555	15	4,084	
201902	1222XX	〇×市	0000300000	カゴ コウジ	1276666666	13	5,687	修正
201902	1222XX	〇×市	0000300000	カゴ コウジ	1277777777	17	1,530	修正
201902	1222XX	〇×市	0000300000	カゴ コウジ	1278888888	11	2,500	修正
201812	1230XX	□▲町	0000000600	コホ キ	1279999999	21	6,500	取消

作成区分「1.新規」は空白
作成区分「2.修正」「3.取消」が表示されます。

審査決定された給付管理票の受給者別に表示されます。
(ただし、県内の受給者しか表示されません)

(3) 介護保険審査増減単位数通知書

介護保険審査増減単位数通知書

令和X年4月 審査分

令和X年5月1日

1頁

千葉県国保連

千葉県介護給付費審査委員会

事業所番号 127xxxxxx

事業所名 ○○サービス事業所

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内 容	連 絡 事 項
↑	↑				↑	↑		

「保険者番号」「被保険者番号」「被保険者氏名」
減点となった請求明細書等の保険者番号と被保険者番号に該当する受給者情報の被保険者氏名が表示されます。

「増減単位数」
減点となった請求明細書等の単位数が表示されます。

「事由」
減点となった請求明細書等の減点の事由がアルファベット1文字で表示されます。
記号の内容は、表の右下にある内容を参照してください。

「サービス種類コード」、「サービス項目コード」
減点となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

「内容」
減点又は増点となった請求明細書等の内容が表示されます。
上段に減点又は増点の事由、下段に「確定単位数」(実際に支払われる単位数)と請求単位数(請求明細書に記載されている単位数)が表示されます。

居宅サービスの請求明細書と給付管理票を突合して審査を行った結果、給付管理票の計画単位数を超えて請求があった場合(または請求明細書の計画単位数を超えて請求した場合)は計画単位数まで支払額が減額(査定)されます。

上限審査分		出来高分	
記号	内 容	記号	内 容
A	給付管理に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

(3) 介護保険審査増減単位数通知書

介護保険審査増減単位数通知書

令和X年4月 審査分

事業所番号 127xxxxxx

事業所名 ○○サービス事業所

令和X5月1日

1頁

千葉県国保連

千葉県介護給付費審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内 容	連 絡 事 項
1220XX	0000000700 コクホ シロウ	RX.3	11	1111				
1220XX	0000000700 コクホ シロウ	RX.3	11	1112				
1220XX	0000000700 コクホ シロウ	RX.3	11	1211	-300	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数(1500単)請求単位数(1800単)	
1220XX	0000010000 カイゴ ハナコ	RX.3	12	1111	-1250	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数(0単)請求単位数(1250単)	

居宅サービスの請求明細書と給付管理票を突合して審査を行った結果、給付管理票の計画単位数を超えて請求があった場合(または請求明細書の計画単位数を超えて請求した場合)は計画単位数まで支払額が減額(査定)されます。

上限審査分		出来高分	
記号	内 容	記号	内 容
A	給付管理に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

介護保険審査増減単位数通知書の対応方法

通知内容	事由欄の表示	原因	事業所等側の対応
査定	A (給付管理票に実績が記載されていないもの)	給付管理票のサービス事業所番号、サービス種類の誤り。 (同一事業者でもサービス種類ごと、支店ごとに事業所番号が異なる場合があるので注意する。)	居宅介護支援事業所に給付管理票（作成区分「修正」）の提出依頼をする。 当該請求明細書（査定前の請求明細書）の内容が正しい場合は、請求明細書を <u>再提出する必要はない。</u>
	B (給付管理票の実績をこえるもの)	給付管理票の計画単位数の誤り。 請求単位数が正しい。	給付管理票の計画単位数を超えた分が減額され、確定単位数分の支払がされる。確定単位数で不足がある場合は、居宅介護支援事業所に給付管理票（作成区分「修正」）の提出依頼をする。 当該請求明細書（査定前の明細書）の内容が正しい場合は、請求明細書を <u>再提出する必要はない。</u>
	A, B	請求明細書の計画単位数欄の誤り。(給付管理票の計画単位数は正しい場合)	過誤申し立てにより、当該請求明細書の給付実績の取り下げを行い、 <u>再度請求する。</u>

(6) 介護給付費等支払決定額内訳書

国保連合会 → 事業所		介護給付費等支払決定額内訳書				令和X年5月21日 1 頁 千葉県国保連		
事業所番号	事業所名	令和X年4月 審査分						
127xxxxxxx	〇〇サービス事業所							
保険者番号 (公費負担者番号)	サービス提供年月	サービス種類名	審査決定				保険者(公費負担者)負担金額 (特定入所者介護費等)	備考
			件数	日数 (回数) 日 (回)	単位数 単位	金額 円		
			↑	↑	↑	↑	↑	
介護給付費の支払決定額について、保険者(公費負担者)ごと、サービス提供年月ごと、サービス種類ごとに内訳を通知します。			「件数」「日数」「単位数」「金額」 審査決定された件数、日数、単位数、金額が保険者、サービス提供月、サービスの種類ごとに表示されます。 上段: 決定された本体報酬 下段: 決定された特定入所者介護サービス				「保険者(公費負担者)負担金額(特定入所者介護費等)」 保険者、公費負担者から支払われる金額と、特定入所者介護費の補足給付分が表示されます。 上段: 支払いが決定した金額 下段: 支払いが決定した特定入所者介護費等の費用額	
審査決定	介護サービス費 特定入所者介護費等							
過誤調整	介護サービス費 特定入所者介護費等							
支払決定	介護サービス費 特定入所者介護費等							
			「過誤調整欄」 介護給付費過誤決定通知書及び介護給付費再審査決定通知書の集計値が表示されます。				「支払額決定欄」 審査決定から過誤調整を差し引いた数値が表示されます。	

※1. 下段は特定入所者介護費等です。

※2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。

※3. 単位数、金額、保険者(公費負担者)負担金額(特定入所者介護費等)の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です(生保単独を除く)。

※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。

(6) 介護給付費等支払決定額内訳書

国保連合会 → 事業所

介護給付費等支払決定額内訳書

令和X年5月21日

1 頁

千葉県国保連

令和X年4月 審査分

事業所番号	事業所名
127xxxxxxx	〇〇サービス事業所

保険者番号 (公費負担者番号)	サービス提供年月	サービス種類名	審査決定				保険者(公費負担者)負担金額 (特定入所者介護費等)	備考
			件数	日数 (回数) 日 (回)	単位数 単位	金額 円		
12000000	R2.2	訪問介護	1 0	3	693	7,054 0	6,348 0	
12000000	R2.3	訪問介護	1 0	13 0	3,003	30,570 0	27,513 0	
審査決定	介護サービス費 特定入所者介護費等		2	16	3,696	37,624	33,861	

過誤調整	介護サービス費 特定入所者介護費等							
支払決定	介護サービス費 特定入所者介護費等		2	16	3,696	37,624	33,861	

- ※1. 下段は特定入所者介護費等です。
- ※2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。
- ※3. 単位数、金額、保険者(公費負担者)負担金額(特定入所者介護費等)の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です(生保単独を除く)。
- ※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。

(7) 介護給付費等支払決定額通知書

〒 XXX-XXXX
 ◇◇◇市nn-nn

 ○○事業所 様

介護報酬の支払のある事業所の住所が表示されます。

介護給付費等支払決定額通知書

令和 X 年 4 月審査分として下記金額を支払決定し
 右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号と25日に振込まれる金額、振込み銀行名が
 表示されます。

事業所番号 127xxxxxxx

金 額

事業所番号と25日に振込まれる金額、振込み銀行名が
 表示されます。

△△銀行

△△支店

令和 X 年 5 月 25 日
 千葉県国民健康保険団体連合会

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳

介護給付費支払額	円
介護予防・日常生活支援総合事業費支給額	円
電子証明書発行手数料(消費税を含む)	円
前月までの未調整過誤額	円
合 計	円

合計欄がマイナス表示の場合は、翌月に調整させていただきます。

*連絡先 千葉県国保連合会介護保険課 TEL 043-254-7409

(8) 被保険者別支払決定明細一覧表

被保険者別支払決定明細一覧表																							
審査年月		202X年04月																					
127XXXXXX		〇〇介護センター																					
No.	サービス提供年月	保険者番号	保険者名	被保険者番号	被保険者氏名	サービス種類	決定単位数	決定金額	保険支払額	公費1支払額	公費2支払額	保険出来高支払額	公費1出来高支払額	公費2出来高支払額	保険特定入所等支払額	公費1特定入所等支払額	公費2特定入所等支払額	合計	区分				
1	202003	0820XX		0000000007			43	10,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000				
2	202003	1210XX	○×市	0000000006	カイク スム		11	3,250	29,250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,250				
3	202003	1210XX	△×市	0002000000	カイク ノボル		15	8,320	74,880	8,320	0	0	0	0	0	0	0	0	83,200				
4	201912	1210XX	○△市	0000000002	コクハ スム		12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,800	給付管理票修正			
5	201906	1210XX	○△市	0000000002	コクハ スム		12	4,800	43,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,200				
6	201911	1220XX	△△市	0000000040	カイク サブ ㇿ		11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-18,000	過誤			
7	202003	1220XX	△〇市	0000005000	コクハ ミノル		43	1,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000				
8	202003	1220XX	△〇市	1000000000	コクハ ケイコ		11	1,890	17,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,010				
9	202003	1220XX	△〇市	1000000000	コクハ ケイコ		12	2,500	22,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,500				
10	202001	1220XX	△〇市	0000030000	カイク サクジ		12	1,250	11,250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,250	保留分決定			
11	201912	1244XX	△△町	0000006000	コクハ サト		11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,170	給付管理票修正			
12	202003	1330XX		0000800000			11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
決定単位数合計		24,010		決定金額合計		240,100				※1		※2											
出来高単位数合計		0		出来高金額合計		0		正常分合計		24,010		240,100		218,090		8,320		0		0		220,380	
※1 決定単位数+出来高単位数合計				※2 決定金額合計+出来高金額合計				再審査・過誤合計		-670		-6,700		-6,030		0		0		0		-6,030	
※3 過誤、再審査、給付管理票修正対象者の明細情報は非表示				※4 特定入所者等支払額についてはサービス提供が平成17年9月以前の場合は食事提供費を表示				振込額合計		23,340		233,400		212,060		8,320		0		0		214,350	

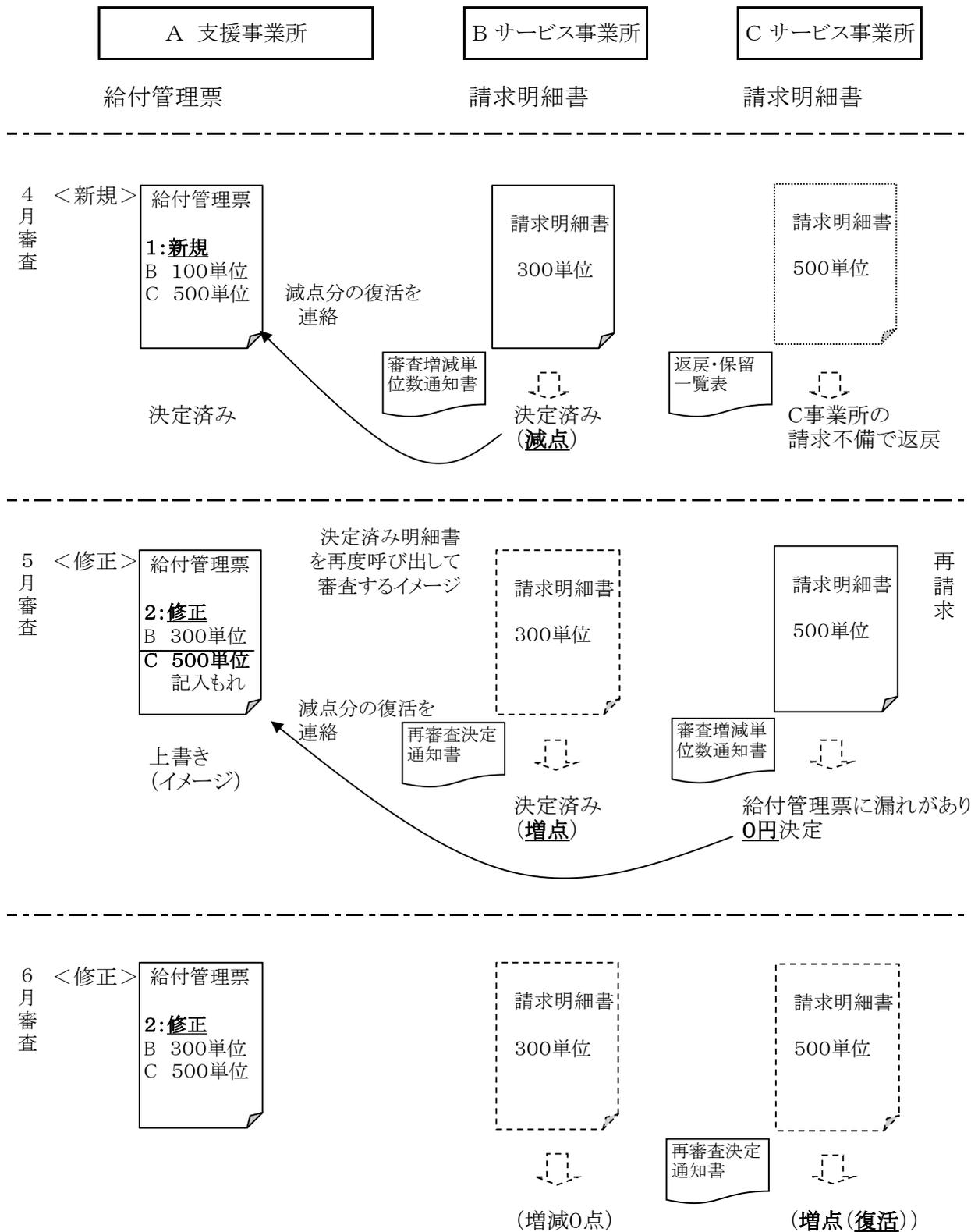
過誤・再審査による、差額金額が表示されます。

前月審査で決定された明細書の受給者別一覧です。通常決定・再審査・過誤・保留分の決定も表示されます。県内・県外問わずすべての決定者を表示しています。(県外においては被保険者氏名は表示されません)

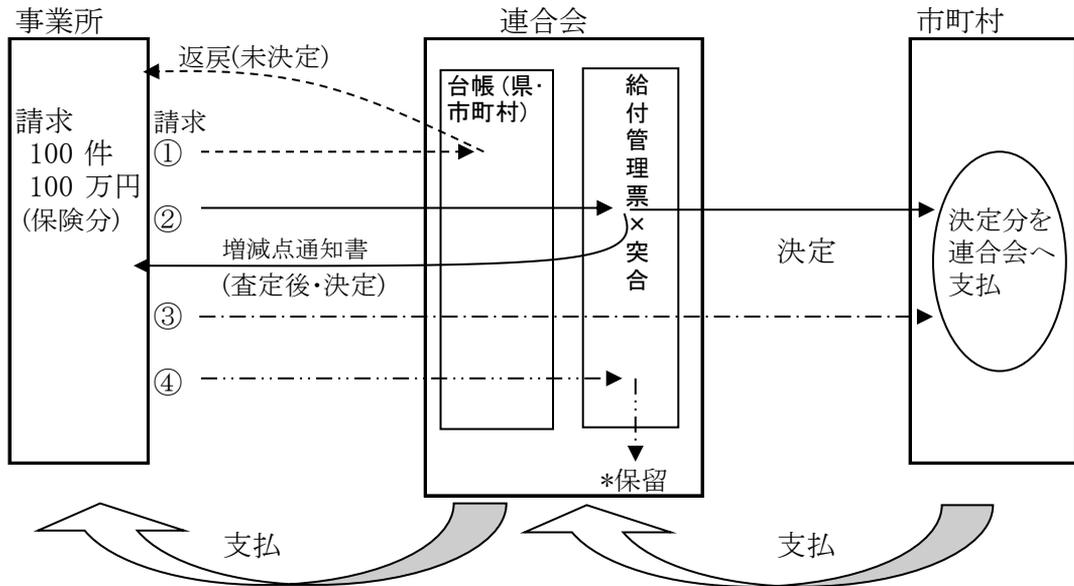
最終的な入金額

給付管理票情報作成区分コード

○給付管理表のみ、新規・修正・取消の3つの作成区分が設けられています。



支払額について



* 保留分は4ヵ月間、連合会で翌月の審査にかけます。
 〔 4ヵ月の間に給付管理票の提出があれば決定となる。
 4ヵ月の間に給付管理票の提出が無ければ返戻となる。
 (返戻保留一覧表中、事由欄:C 備考欄:返戻) 〕

	100 件	100 万円	請求のうち	} とすると		
①	2 件	2 万円	が返戻		決定件数は	95 件
②	5 件	2 万円	が減点 (5万円のうち)		決定支払額は	93 万円
③	90 件	90 万円	が正常に審査を通過			となる。
④	3 件	3 万円	が保留			

また、

支払決定額通知書 = 支払決定額内訳書 = 支払決定者一覧表
 (被保険者別支払決定明細一覧表)

事業所の請求 - 返戻 - 保留 - 過誤 - 再審査 = 支払額

* 返戻(保留)一覧表中、“保留”と記載がないものは全て“返戻”です。
 決定ではありませんので、再請求してください。

* 返戻(保留)一覧表中、備考欄に“保留”と記載があるものは再請求しないでください。

※ 連合会から送付する決定額通知書等は、大切に保管してください。

過誤申し立てによる給付実績の取り下げについて

1. 「過誤申し立てによる給付実績の取り下げ」とは？

事業所等は、支払額が決定した介護給付費請求明細書について、保険者に過誤申し立てをすることにより給付実績の取り下げ（以下、「取り下げ過誤」という。）を行うことができます。

2. 取り下げ過誤を行うケース

取り下げ過誤を行うケースには、以下の3通りが考えられます。

- ① 誤って少ない金額で請求し、決定してしまった場合。
- ② 誤って多い金額で請求し、決定してしまった場合。
- ③ 請求できないにもかかわらず、誤って請求し決定してしまった場合。

*①. ②の場合は、取り下げ過誤は支払が決定している請求明細書の請求額を全額取り下げる（既に支払いが決定している請求明細書の金額の一部だけを取り下げることができない）ので、取り下げ過誤を行った翌月に正しい内容で再請求する必要があります。

*③の場合は、取り下げ過誤のみを行います。

注意…取り下げ過誤は支払いが決定した場合のみ行ってください。返戻（保留）により支払が決定していない場合は、取り下げ過誤は行うことはできません。また、請求明細書の内容は正しいにもかかわらず、給付管理票の計画単位数等に誤りがあったために減額されて決定した場合（査定の場合）は、取り下げ過誤と再請求は行わずに給付管理票の“修正”だけを行ってください。

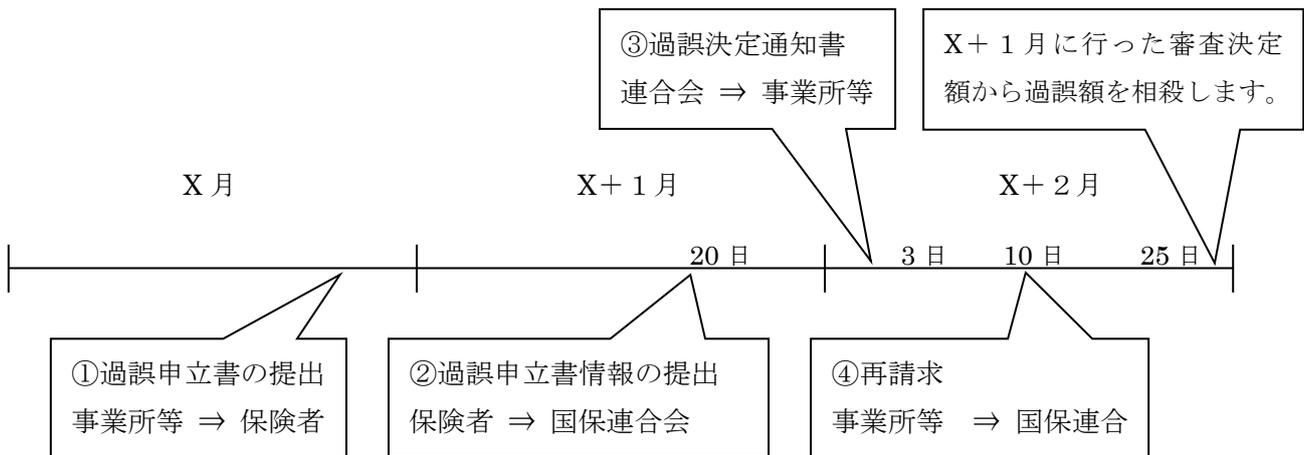
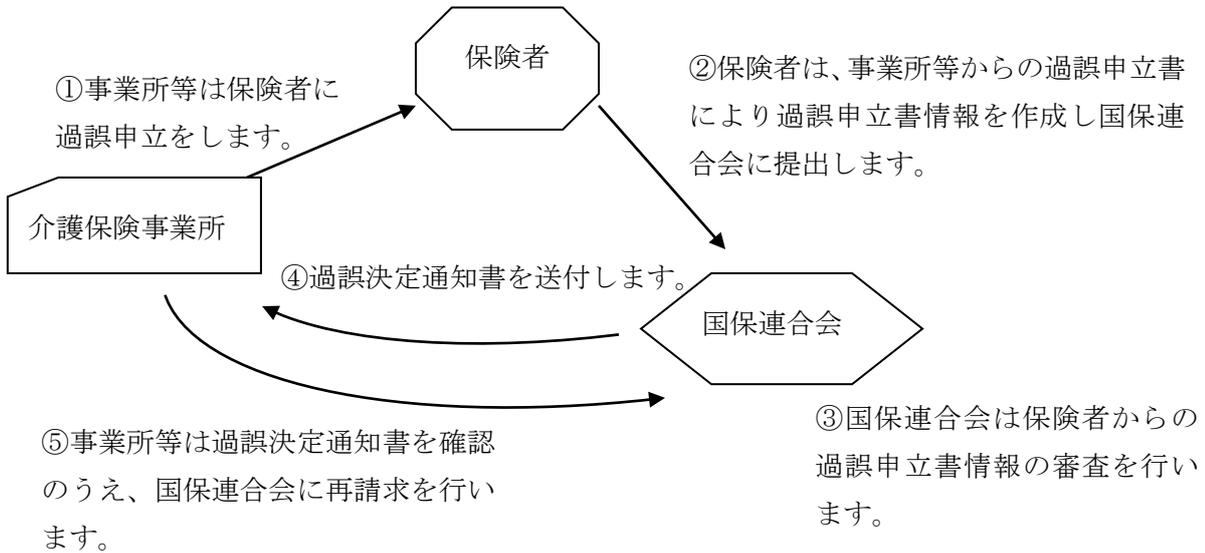
3. 取り下げ過誤を行う方法

取り下げ過誤を行うには、介護給付費請求明細書の支払額が決定した後、該当する保険者に過誤申立をする必要があります。（様式については、該当保険者に相談してください。）

保険者から提出された過誤申立を国保連合会が受付（処理）した審査月の翌月の支払において、事業所等への支払額から相殺（マイナス）いたします。取り下げは請求明細書単位で行います。

また、取り下げた金額が支払額を上回った場合は、その上回った金額を国保連合会にお支払いいただくこととなりますのでご留意願います。

4. 取り下げ過誤と再請求の処理の流れ



注意) この日程は保険者が千葉県内の場合です。他県では日程等が異なる場合がありますので、該当する保険者に確認してください。

介護給付費等の請求及び受領に関する届

①年 月 日 提出

千葉県国民健康保険団体連合会

理事長 岩田 利雄

②開設者 住所

氏名

③印

介護給付費等の請求ならびに受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

事業所 番号			
法人 種別	経営 主体		
フリガナ	郵便 番号	連 合 会 使 用 欄	
(請求先) 事業所 名称	TEL		
	FAX		
フリガナ	振込先	④	
		〇〇 銀行	
所在地	支店名	⑤	
		△△ 支店	
	口座 番号	(普通) 〇〇〇〇〇〇〇 ⑥	
フリガナ	フリガナ	⑧	
請求者	(口座名義人) 受領者	⑦	
⑨ 届出理由(該当番号に○をつけてください)		異動年月	旧事業所番号
<input type="checkbox"/> 1	新設	請求分より	支払先事業所番号
<input type="checkbox"/> 2	請求者及び受領者(口座名義)の変更		
<input type="checkbox"/> 3	請求方法の変更		
<input type="checkbox"/> 4	振込先及び口座番号の変更		
<input type="checkbox"/> 5	その他()		
請求 媒体	<input type="checkbox"/> 7. 伝送 (インターネット) <input type="checkbox"/> 4. 磁気 (FD・CD) <input type="checkbox"/> 5. 帳票 (免除届が必要)		
	Eメール		
備考			
※ 受領者・振込先変更の場合、以下記載ください。 令和 年 月 審査 月 振込から希望			

変更届記載例

★月末までに提出してください。翌月からの変更になります。

★太枠内(事業所番号、事業所名称)と開設者欄は必ず記入してください。その他、変更がある箇所のみ記入し、変更がなければ斜線を引いてください。

①「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を国保連合会に提出(送付)した日

②千葉県及び市町村に申請した事業所開設者住所及び氏名

例1 株式会社〇〇代表取締役△△

例2 社会福祉法人〇〇会 理事長△△

③法人の開設者印を押印

開設者名・法人名・代表者名・振込口座・名義が変更の場合は添付書類の印鑑証明書と同じ印を押してください。

④振込先金融機関名称

⑤振込先金融機関の通帳に表示されている3桁の支店番号と支店名称

⑥預金種目(普通・当座)と7桁の口座番号

⑦介護給付費等を受領する受領者(口座名義人)の名称

例1 株式会社〇〇 代表取締役△△

例2 社会福祉法人〇〇会 理事長△△

(受領者が開設者と異なる場合は委任状の提出が必要です(官公庁以外))※1

⑧通帳1枚めくったカナを記入

⑨届出理由の番号を○で囲む

⑩受領者・振込先変更の場合、備考欄を記入してください。

※1 は別紙参考

〒263-8566 千葉市稲毛区天台6-4-3
 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課
 TEL 043-254-7409 Fax 043-254-0048

(変更用)

変更用

●「介護給付費等の請求及び受領に関する届」に関する添付書類について

届出内容	必要書類
1. 開設者・法人名変更 2. 開設者・代表変更	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ・通帳の写し ※ 通帳の表紙と通帳表紙の裏面（口座名義人カナ部分） ・県または市町村の担当印のある変更届出書の写し
3. 振込口座・名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ・通帳の写し ※ 通帳の表紙と通帳表紙の裏面（口座名義人カナ部分）

- ・開設者と請求者及び受領者が異なる場合は委任状を添付してください。（官公庁は除く）
- ・開設者変更による名義変更の場合は、県または市町村の担当印のある変更届出書の写しも添付してください。
- ・印鑑証明書は事業所番号ごとに原本で過去3月以内のものを添付してください。

4. 開設者住所変更 5. 事業所住所変更 6. 事業所名称変更 7. 電話番号変更	<ul style="list-style-type: none"> ・県または市町村の担当印のある変更届出書の写し
---	---

●委任状の作成例（開設者と請求及び受領者が異なる場合のみ・官公庁は除く）

委 任 状	
事業所番号	_____
事業所名称	_____
<p>委任者は、下記の「受任者」欄記載の者を代理人と定め、下記の1及び2のうち、丸印を付した事項につき、委任します。 なお、本委任を解除する場合には、書面にて届出をいたします。</p>	
記	
委任事項	1 介護給付費等の請求に関すること （ただし、委任者が請求するものに限る） 2 上記1の報酬等の受領に関すること
令和 年 月 日	
委任者 住所	
氏 名	印
受任者 住所	
氏 名	印
千葉県国民健康保険団体連合会理事長 様	

開設者印(印鑑証明書と同じ印)を押してください

注 必ず印鑑登録された印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

〒263-8566 千葉市稲毛区天台6-4-3
 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課
 TEL 043-254-7409 Fax 043-254-0048

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系 $\times 1 \times 2 \times 3 \times 4 \times 1 \times 2 \dots$ カテゴリ AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
 AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
 10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
 14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
 16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 $\times 3 \times 4 \dots$ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
1	形式誤り (AA)	AAA0	一次：レコードフォーマットに誤りがあります。（項目数不正）	レコード形式（項目数）誤り	○
2		AAA1	一次：請求明細書のレコード種別の組み合わせに誤りがあります。	請求明細書のレコード種別の組み合わせ誤り	○
3		AAA2	一次：必要なレコードでないものがあります。	不要なレコードあり	○
4		AAA3	一次：レコード件数が規定の件数を超過しています。	レコード件数が規定件数を超過	○
5		AAA4	一次：コントロールレコードのデータ種別に対する交換情報識別番号に誤りがあります。	データ種別に対する交換識別番号の不整合	○
6		AAA5	一次：介護給付費請求明細書の基本情報レコードが存在しません。	請求明細書の基本情報レコード未登録	○
7		AAA6	一次：償還連絡票の償還明細情報レコードが存在しません。	償還連絡票の償還明細情報未登録	
8		AAA7	一次：償還明細情報レコードに対応する償還連絡票情報が存在しません。	償還明細情報レコードの連絡票情報未登録	
9		AAA8	一次：CSVの形式に誤りがあります。	CSV形式誤り	○
10		AAA9	一次：一項目の長さが大きすぎます。	項目長が規定を超過してます	○
11		AAAA	一次：償還連絡票にフォーマットエラーがある為、無効な明細書とします。	償還連絡票の形式エラーにより明細書無効	
12		AAAB	一次：過誤・再審査回数が不正に設定されています。	過誤・再審査回数誤り	
13		AAAC	一次：コントロールレコードの送付元と送付内容の関係に誤りがあります。	送付元と送付内容の関係誤り	
14		AAAD	一次：該当保険者は当該業務を委託していません。	該当保険者は業務委託外	
15	項目属性誤り (AB)	ABB0	一次：必須項目であるのに値が存在しません。	必須項目が未設定	○
16		ABB1	一次：この項目は、設定不可項目です。	当項目は設定不可	○
17		ABB2	一次：数値ではない値が設定されています。	数値項目に数値以外を設定	○
18		ABB3	一次：日付の形式に誤りがあります。	日付の形式誤り	○
19		ABB4	一次：集計情報が複数レコード存在します。	集計情報が複数レコード	○
20		ABB6	一次：規定外のコードが設定されています。	規定外コードを設定	○
21		ABB7	一次：規定の最大桁数を超過しています。	規定の最大桁数を超過	○
22		ABB8	一次：往診日数と往診医療機関名の関係に誤りがあります。	往診日数と往診医療機関名の関係に誤り	○
23		ABB9	一次：通院日数と通院医療機関名の関係に誤りがあります。	通院日数と通院医療機関名の関係に誤り	○
24		ABBA	一次：居宅サービス計画費の中で、値が統一されていません。	サービス計画費レコードが不統一	○
25		ABBC	一次：公費負担者番号が設定されているにも関わらず公費受給者番号又は公費給付率が設定されていません。	公費受給者番号又は公費給付率が未設定	○
26		ABBE	一次：基本情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	基本キー項目と関連情報不一致	○
27		ABBF	一次：交換情報識別番号（介護給付費明細書様式）とサービス種類の関係に誤りがあります。	様式番号とサービス種類の不整合	○
28		ABBG	一次：半角のエリアに全角の文字が設定されています。	半角エリアに全角文字を設定	○
29		ABBH	一次：全角のエリアに半角の文字が設定されています。	全角エリアに半角文字を設定	○
30		ABBJ	一次：中止年月日と中止理由コードまたは退所（院）年月日と退所（院）後の状態の関係に誤りがあります。	年月日と中止理由又は退所後の状態不整合	○
31		ABBK	一次：償還連絡票情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	償還連絡票情報キー項目と関連情報不一致	
32		ABBL	一次：集計情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	集計情報に一致サービス種類無	○
33		ABBM	一次：明細情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	明細情報に一致するサービス種類コード無	○
34		ABBN	資格：同一サービスに同じ公費給付率の公費請求が複数存在しています。	同一サービス同一公費給付率複数有	
35		ABBQ	一次：給付管理票の中で、給付管理票作成区分コードが統一されていません。	コード値が給付管理票内で不統一	○
36		ABBR	一次：被保険者番号のコードが不正です。	被保険者番号のコード誤り	○
37		ABBS	一次：生活保護者以外の公費への請求は、受け付けられません。	生活保護以外の公費請求は受付対象外	○
38		ABBU	一次：証記載保険者番号が統一されていません。	証記載保険者番号が不統一	○
39		ABBV	一次：被保険者番号が統一されていません。	被保険者番号が不統一	○
40		ABBW	一次：サービス提供年月が統一されていません。	サービス提供年月が不統一	○

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系 ×1 ×2 ×3 ×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無	
41	項目属性誤り (A B)	ABBX	一次:支援事業所番号が統一されていません。	支援事業所番号が不統一	○	
42		ABBY	一次:公費負担者番号の妥当性エラーです。(先頭2桁が不正です。)	公費負担者番号先頭2桁が法別番号でない	○	
43		ABBZ	資格:生保単独の公費併用に食事情報の設定は認められません。	生保単独の公費併用食事設定不可	○	
44		ABP1	資格:介護給付費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	当該給付実績情報は給付実績に未登録		
45		ABQX	資格:特定介護サービスの請求に対する様式が不一致です。	特定入所者様式不一致		
46		AB01	一次:生保単独の総合事業の請求は受けません。	同左	○	
47		AB02	一次:様式とサービス種類の関係に誤りがあります。	同左	○	
48		AB03	一次:回数には1以外設定できません。	同左	○	
49		AB04	資格:総合事業費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	同左		
50		AB05	一次:規定英数字でない値が設定されています。	規定英数字以外を設定	○	
51	二重登録 (A C)	AB06	資格:公費と出来高の関係に誤りがあります。	同左		
52		AB07	資格:特定介護サービスの請求に対するサービス種類が不一致です。	同左		
53		AB08	一次:サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	同左	○	
54		AB09	一次:DPCコード(疾患コード)のフォーマットに誤りがあります。	同左	○	
55		AB10	一次:利用者状態等コードに規定外のコードが設定されています。	同左	○	
56		ACCO	一次:既に該当する介護給付費請求書が存在しています。	既に該当介護給付費請求書有り		
57		ACC1	一次:既に該当する介護給付費請求書別紙が存在しています。	既に該当介護給付費請求書別紙有り		
58		AC01	一次:既に該当する総合事業費請求書が存在しています。	同左		
59		台帳突合誤り (一次) (A D)	ADD0	一次:事業所基本台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくは事業所基本台帳に未登録	
60			ADD1	一次:指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくはサービス台帳に未登録	
61	ADD2		一次:保険者台帳及び広域連合行政区台帳に該当する保険者等の情報が存在しません。	当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録		
62	ADD3		一次:事業所基本台帳の指定・基準該当サービス区分コードと一致しません。	指定・基準該当サービス区分コード誤り		
63	ADD4		一次:サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表に該当する情報が存在しません。	(事業所評価加算で使用につき該当無し)		
64	ADDA		一次:有効期間外の保険者です。	有効期間外の保険者		
65	ADDB		一次:有効期間外の広域市町村(行政区)です。	有効期間外の広域市町村(行政区)		
66	ADDC		一次:証記載保険者番号が単独保険者または広域行政区番号ではありません。	証記載保険者番号誤り		
67	ADDD		一次:有効期間外の保険者または広域市町村(行政区)です。	有効期間外の保険者又は広域市町村等		
68	ADDE		一次:自県内のサービス事業所からの請求ではありません。	他県サービス事業所からの請求	○	
69	ADDF		一次:法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録		
70	ADDG		一次:有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号		
71	ADDH		一次:公費1・2・3の優先順位関係に誤りがあります。	公費1・2・3の優先順位に誤り		
72	ADDJ		一次:他県保険者認定の基準該当事業所です。	他県保険者認定の基準該当事業所です		
73	ADDK		一次:決定時の事業所(基本またはサービス)台帳が廃止されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は廃止		
74	ADDL		一次:決定時の事業所(基本またはサービス)台帳が論理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は論理削除		
75	ADDM		一次:決定時の事業所(基本またはサービス)台帳が物理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は物理削除		
76	ADDN		一次:支払が停止されている事業所です	支払が停止されている事業所です		
77	ADDP		一次:該当保険者により支払が停止されています	該当保険者により支払が停止されています		
78	ADDQ	一次:事業所指定の効力が停止された事業所です。	指定の効力が停止された事業所です			
79	ADDR	一次:介護支援専門員台帳に該当する介護支援専門員情報が存在しません。	介護支援専門員情報が未登録			

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系 $\times 1 \times 2 \times 3 \times 4 \times 1 \times 2 \dots$ カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連
 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 $\times 3 \times 4 \dots$ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
80	(A D 次) 台帳突合誤	ADDS	一次:決定時の事業所サービス台帳が指定有効期間外です。	当該事業所情報は事業所台帳上指定期間外	
81		ADDT	一次:決定時の事業所サービス台帳が効力停止中です。	当該事業所情報は事業所台帳上は効力停止	
82		AD01	一次:自県内の証記載保険者ではありません。	同左	○
83	(A E 次) サービス提供年月誤り	AEE0	一次:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります。	終了年月日が開始年月日より前のため誤り	○
84		AEE1	一次:サービス提供年月(対象年月)が介護保険制度の施行前になっています。	サービス提供年月誤り(制度施行前)	○
85		AEE2	一次:日数が期間を超えています。	日数が期間を超過	○
86		AEE3	一次:サービス提供年月(対象年月)が審査年月以降になっています。	サービス提供年月誤り(審査月以降)	○
87		AEE6	一次:公費の回数(日数)が介護保険の回数(日数)を超えています。	公費の回数・日数が保険分を超	○
88		AEE7	一次:有効期間外の給付管理票種別区分コードです。	有効期間外の給付管理票種別区分コード	○
89		AEE8	一次:有効期間外の交換情報識別番号です。	有効期間外の交換情報識別番号	○
90		AEE9	一次:短期入所期間の連続利用日数が30日を超えています。	短期入所連続利用日数が30日を超過	○
91		AEEA	一次:年月日がサービス提供年月の期間外です。	年月日がサービス提供年月の期間外	○
92		AEEB	一次:食事情報の記載に誤りがあります。	食事情報の記載誤り	○
93		AEEC	資格:公費対象単位数が介護保険のサービス単位数を超えています。	公費対象単位数オーバー	
94		AEF0	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	市町村認定の利用可能日数超過	
95		AEF1	資格:外泊加算又は試行的退所サービスの請求日数が外泊日数を超えています。	外泊・試行的退所が外泊日数超	
96	AEF2	一次:他県受給者の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県受給者の県単公費請求は受付対象外	○	
97	AEF3	一次:他県の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県の県単公費請求は受付対象外		
98	AEF4	資格:認定有効期間と入退所年月日に重なりがありません。	入退所年月日が認定有効期間外		
99	AEF5	一次:自己作成の場合、他県受給者を指定できません。	自己作成の場合、他県受給者は指定不可	○	
100	AEF6	資格:同一サービス種類において複数の特別地域加算等のサービスは請求できません。	特別地域加算等請求複数有り		
101	AEF7	資格:公費負担者番号が重複しています。	公費負担者番号が重複	○	
102	AEF8	一次:短期入所(利用型)における入所実日数が30日または入所日数を超えています。	入所実日数が有効日数超過	○	
103	AEF9	一次:サービス計画費の台帳過誤は受け付けられません。	サービス計画費台帳過誤受付不可		
104	AEFA	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	集計値がサービス実日数超過		
105	AEFB	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が受給可能日数超過		
106	AEFC	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	該当項目が償還払期間内の請求		
107	AEFD	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が償還払期間内の請求		
108	AEFE	資格:当該サービスコードの算定に必要なサービスが請求されていません。	算定に必要なサービス未請求		
109	AEFJ	資格:請求された日数は受給可能な日数を超えています。	サービス可能な日数を超過	○	
110	AEFK	資格:請求された日数が加算の対象となる本体サービスの日数を超えています。	同左		
111	AE01	一次:サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)の施行前になっています。	同左	○	
112	AE02	一次:サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業の施行前になっています。	同左	○	
113	AE03	資格:サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業開始年月より前になっています。	同左		
114	AE04	一次:サービス提供年月が住所地特例に関わる事務の見直し前になっています。	同左	○	
115	AE05	資格:サービス提供年月が保険者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月より後になっています。	同左		
116	AE06	一次:介護予防ケアマネジメント費の台帳過誤は受け付けられません。	同左		
117	AE07	一次:サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)終了年月より後になっています。	同左		
118	AE08	資格:公費対象単位数が総合事業のサービス単位数を超えています。	同左		
119	AE09	一次:公費の回数(日数)が総合事業の回数(日数)を超えています。	同左		
120	AE0A	資格:保険者の介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月より後になっています。	同左		
121	AE0B	一次:サービス提供年月(対象年月)が過去データの制限年月より前になっています。	同左	○	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系 $\times 1 \times 2 \times 3 \times 4 \times 1 \times 2 \dots$ カテゴリ AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
 AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
 10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
 14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
 16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 $\times 3 \times 4 \dots$ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
122	緊急時情報 (AG)	AGG0	資格：明細情報に設定されている緊急時施設サービスに対応する緊急時施設療養（診療）費情報が存在しません。	明細情報に対する緊急施設情報無	○
123		AGG1	資格：緊急時施設療養（診療）費情報に対応する明細情報の緊急時施設サービスが存在しません。	緊急時施設療養（診療）費情報に対する明細情報無	
124		AGG2	資格：緊急時施設管理サービスが、月1回を超えて請求されています。	緊急時施設管理サービス回数超	○
125		AG01	資格：明細情報に設定されている緊急時治療管理に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
126		AG02	資格：明細情報に設定されている所定疾患施設療養費に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
127		AG03	資格：所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の緊急時治療管理サービスが存在しません。	同左	
128		AG04	資格：所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の所定疾患施設療養費サービスが存在しません。	同左	
129		AG05	資格：所定疾患施設療養費サービスが、月1回を超えて請求されています。	同左	○
130		AG06	資格：摘要が記載されていません。	同左	○
131		特定情報 (AH)	AHH1	資格：介護特定診療・特別療養・特別診療表に該当するサービス情報が存在しません。	特定診療・特別療養・特別診療表に未登録
132	AHH2		資格：有効期間外の特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	有効期間外の特定診療・特別療養・特別診療	
133	AHH3		資格：特定診療・特別療養・特別診療マスタの個別リハビリテーション基準提供回数を超えています。	個別リハビリ基準提供回数超過	
134	AHH4		資格：請求されたサービス種類では算定できない特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	請求と特定診療・特別療養・特別診療の不整合	
135	AHH5		資格：同時に請求できないサービスです。	同時請求不可ーサービス	
136	AHH6		資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定診療費・特別療養費・特別診療費）	同時請求不可ーサービス	
137	AHH7		資格：該当サービスを算定できない事業所です。（LIFEへの登録）	同左	
138	AH01		資格：基本摘要情報が記載されていません。	同左	
139	AH02		資格：摘要種類コードにDPCコード（疾患コード）が記載されていません。	同左	
140	二重登録 (AN)		ANNO	資格：同月に該当する給付管理票を提出済みです。	同月に同じ給付管理票（新規）を提出済
141		ANN1	資格：既に該当する給付管理票が存在しています。（区間異動）	既に該当給付管理票有り（区間異動）	
142		ANN2	資格：同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	同月に同じ請求明細書を提出済	
143		ANN3	資格：既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。（区間異動）	既に該当請求明細書有り（区間異動）	
144		ANN4	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	過去に同じ請求明細書を提出済	
145		ANN5	資格：既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。（区間移動）	既に該当給付費給付実績有り（区間異動）	
146		ANN6	資格：同月に再審査を行っています。	同月に再審査を実施済	
147		ANN7	資格：既に過誤調整を行っています。	同月に市町村等による過誤調整を実施済	
148		ANN8	資格：既に該当する償還払連絡票が存在しています。	既に該当償還払連絡票有り	
149		ANN9	資格：対象となる給付管理票は存在しません。	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	
150		ANNA	資格：既に給付管理票修正を行っています。	既に給付管理票修正を実施済	
151		ANNB	資格：公費受給者番号が重複して使われています。	公費受給者番号の重複	
152		ANNC	資格：既に償還明細書が提出されています。	既に償還払明細書を提出済	
153		ANND	資格：既に介護給付費請求明細書が提出されています。	既に介護給付費請求明細書を提出済	
154		ANNE	資格：過去に再審査を行っています。	過去に再審査を実施済	
155		ANNF	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。	報酬全査定（特定入所者介護決定済）	
156		ANNG	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。	報酬全査定（特定入所者介護決定済）	
157		ANNH	資格：既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。	（事業所評価加算で使用につき該当無し）	
158		ANNJ	資格：過去に該当する給付管理票を提出済みです。	過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	
159		ANNK	資格：給付管理票内の明細情報が重複しています。	給付管理票内でサービス情報が重複	○
160	ANNL	資格：介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。	請求明細書内の情報が重複	○	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)					
コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
161	(資格)二重登録(AN)	ANNM	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。(ゼロ査定サービスあり)。	支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	
162		AN01	資格:介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。	同左	○
163		AN02	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
164		AN03	資格:既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。(区間異動)	同左	
165		AN04	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
166		AN05	資格:既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。(区間異動)	同左	
167		AN06	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。	同左	
168		AN07	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)	同左	
169		AN08	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。	同左	
170		AN09	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)	同左	
171		AN10	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。	同左	
172		AN11	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)	同左	
173		AN12	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書(介護予防支援費)を提出済みです。	同左	
174	AN13	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書(介護予防支援費)を提出済みです。(区間異動)	同左		
175	(AR)償還系誤り	ARR0	資格:保険給付支払の一時差止です。	保険給付支払の一次差止め	
176		ARR1	資格:共同処理用受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	受給者情報が共同処理用台帳に未登録	
177		ARR2	一次:共同処理用保険者台帳に該当する保険者情報が存在しません。	保険者情報が共同処理用台帳に未登録	
178		ARR3	資格:短期入所限度額管理対象期間終了前の申請です。	短期入所限度額管理対象期間終了前の申請	
179		ARR4	一次:福祉用具販売年月とサービス提供年月が一致していません。	福祉用具販売年月とサービス提供月不一致	
180		ARR5	一次:住宅改修着工年月とサービス提供年月が一致していません。	住宅改修着工年月とサービス提供月不一致	
181		ARR6	資格:審査済みの申請に、要介護区分に非該当・旧措置無しが設定されています。	審査済申請に非該当・旧措置無しの設定有	
182		ARR7	一次:審査方法区分コードが有効な値ではありません。	有効な審査方法区分コードでない	
183		ARR8	一次:要介護状態区分コードが有効な値ではありません。	要介護状態区分コード誤り	
184		ARR9	一次:口座名義人に使用できない文字があります。	講座名義人に不正な文字あり	
185	ARRA	資格:審査済みの申請に、要介護区分に事業対象者が設定されています。	同左		
186	(AS)計算誤り	ASS0	資格:保険及び公費請求額と利用者負担額(標準負担額)の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。	利用者負担額等の総額が再計算値を超過	
187		ASS1	資格:標準負担額(月額)の計算結果が不正になります。	標準負担額(月額)の計算結果誤り	
188		ASS2	資格:公費分出来高医療費単位数合計が、保険分出来高医療費単位数合計と一致していません。	公費と保険の出来高医療費単位数合計不一致	○
189		ASS3	資格:サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	単位数と請求額、本人負担額の関係誤り	○
190		ASS4	資格:生保単独の公費併用の請求額が不正です。	生保単独の公費併用請求額誤り	○
191		ASS5	資格:請求金額等が計算値を超えています。	請求金額等計算値超過	
192		ASS6	資格:受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。	市町村認定の負担限度額と相違	
193	ASS7	資格:集計情報の出来高単位数が(緊急+特定)の単位数と一致しません。	集計と緊急+特定の出来高単位数不一致	○	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系 $\times 1 \times 2 \times 3 \times 4 \times 1 \times 2 \dots$ カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 $\times 3 \times 4 \dots$ カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
194	(AS)	ASSA	資格:既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。	記載された値が計算値を超過	
195		ASSB	資格:査定後の請求額が計算できません。	査定後の請求額計算不可	
196		ASSC	資格:生保単独受給者の食事提供費請求額が食事提供費合計を超えています。	生保単独の食事提供費請求額が超過	
197		ASSD	資格:生保単独受給者の公費食事提供費合計が計算値を超えています。	生保単独の公費食事提供費が計算値超	
198		ASSE	資格:生保単独受給者の公費負担額(明細)が費用額を超えています。	生保単独の公費負担額が超過	
199		ASSF	資格:生保単独受給者の公費負担額(明細)が計算値を超えています。	生保単独の公費負担額計算値超	
200		AS01	資格:利用者負担額が明細情報の合計を超えています。	同左	
201		AS02	資格:利用者負担額が計算値を超えています。	同左	
202		AS03	資格:請求額が計算値を超えています。(定額)	同左	
203		AS04	資格:請求額が計算値を超えています。(定額)	同左	
204		AS05	資格:請求額が計算値を超えています。(給付率)	同左	
205		AS06	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(給付率)	同左	
206		AS07	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(給付率:支給限度基準額超過)	同左	
207		AS08	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(定額)	同左	
208	AS09	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(定額:支給限度基準額超過)	同左		
209	AS0A	資格:請求金額等が計算値と異なります。	同左		
210	AS0B	資格:減算単位数が一致しません。	同左		
211	AS0C	資格:本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。(身体拘束廃止取組)	同左		
212	AS0D	資格:サービス単位数が計算値と一致していません。	同左		
213	(AT)	ATT0	一次:保険給付率が0(ゼロ)は、不正です。	保険給付率0は誤り	○
214		ATT1	一次:保険単位数合計>0のとき、保険請求額が0(ゼロ)は、不正です。	保険請求額0は誤り	○
215		ATT2	一次:保険出来高医療費単位数合計>0のとき、保険出来高医療費請求額が0(ゼロ)は、不正です。	保険出来高医療費請求額0は誤り	○
216		ATT3	一次:食事提供費合計>0のとき、食事提供費請求額が0(ゼロ)は、不正です。	食事提供費請求額0は誤り	○
217		ATT4	一次:サービス計画費の請求金額が0(ゼロ)は、不正です。	サービス計画費請求額0は誤り	○
218		ATT5	一次:生保単独受給者のとき、保険請求額>0は、不正です。	保険請求額>0は誤り(生保単独)	○
219		ATT6	一次:生保単独受給者のとき、保険出来高請求額>0は、不正です。	保険出来高請求額>0は誤り(生保単独)	○
220		ATT7	一次:生保単独受給者のとき、食事提供費請求額>0は、不正です。	食事提供費請求額>0は誤り(生保単独)	○
221		ATT8	一次:生保単独受給者のとき、公費1給付率=0は、不正です。	公費1給付率0は誤り(生保単独)	○
222		ATT9	一次:生保単独受給者のとき、保険出来高単位数>0かつ公費出来高請求額=0は、不正です。	公費1出来高請求額0は誤り(生保単独)	○
223		ATTA	一次:生保単独受給者のとき、給付単位数>0かつ公費1請求額=0は、不正です。	公費1請求額0は誤り(生保単独)	○
224		ATTB	一次:生保単独受給者のとき、食事提供費合計>0かつ公費1食事提供費請求額=0は、不正です。	公費1食事費請求額0は誤り(生保単独)	○
225		ATTC	一次:公費給付率>90以外は、不正です。	公費給付率>90以外は誤り	
226		ATTD	一次:給付単位数>0のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数=0は、不正です。	計画/限度額管理対象単位数0は誤り	
227		ATTE	一次:給付単位数が0(ゼロ)は、不正です。	給付単位数0は誤り	○
228		ATTF	一次:食事提供費合計が0(ゼロ)は、不正です。	食事提供費合計0は誤り	○
229	ATTG	一次:サービス計画費の単位数が0(ゼロ)は、不正です。	サービス計画費単位数0は誤り	○	
230	ATTH	一次:基本食日数×基本食単価>0のとき、基本食金額が0(ゼロ)は、不正です。	基本食金額0は誤り(日数×単価>0)	○	
231	ATTJ	一次:特別食日数×特別食単価>0のとき、特別食金額が0(ゼロ)は、不正です。	特別食金額0は誤り(日数×単価>0)	○	
232	ATTK	一次:基本食日数+特別食日数>0のとき、食事提供延べ日数が0(ゼロ)は、不正です。	食事提供延べ日数0は誤り(基+特>0)	○	
233	ATTL	一次:給付計画単位数・日数にゼロが指定されています。	給付計画単位数・日数ゼロは誤り	○	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧(令和3年5月以降審査分)

コード体系 ×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
234	(一次数値不正) (AT)	ATTM	一次:日数又は実日数が0(ゼロ)は、不正です。	サービス実日数ゼロは設定不可	○
235		ATTP	一次:保険分請求額合計が0(ゼロ)は、不正です。	保険分請求額合計0は誤り	○
236		ATTQ	一次:生保単独受給者のとき、公費請求額合計が0(ゼロ)は、不正です。	生保公費請求額0は誤り(生保単独)	○
237		ATTR	一次:受領すべき利用者負担額の総額が0(ゼロ)は、不正です。	受領すべき利用者負担額0は誤り	○
238		AT01	一次:ケアマネジメント費の単位数が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○
239		AT02	一次:ケアマネジメント費のサービス単位数合計が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○
240		AT03	一次:ケアマネジメント費の請求金額が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○
241		AT04	一次:給付単位数>0のとき、事業費請求額が0(ゼロ)は誤りです。	同左	○
242		AT05	一次:生保単独受給者のとき、事業費請求額>0は、誤りです。	同左	○
243		AT06	一次:介護予防ケアマネジメント費の公費給付率が100%以外は、誤りです。	同左	○
244		AT07	一次:公費の回数(日数)と総合事業の回数(日数)が一致していません。	同左	○
245		AT08	一次:公費のサービス単位数と総合事業のサービス単位数が一致していません。	同左	○
246		AT09	一次:公費のサービス単位数合計と総合事業のサービス単位数合計が一致していません。	同左	○
247		AT0A	一次:ケアマネジメント費の利用者負担額>0は誤りです。	同左	○
248		AT0B	一次:生保単独受給者のとき、ケアマネジメント費の公費1負担額>0は誤りです。	同左	○
249		AT0C	一次:公費負担者番号に該当する公費請求がありません。	同左	○
250	AT0D	一次:サービス単位数合計が単位数上限を超えています。	同左	○	
251	(資格数値不正) (AU)	AUQ3	資格:再審査の申立単位数が当初請求時のサービス単位数を超えています。	再審査申立単位数が当初請求時単位数超過	
252		AUU0	資格:保険単位数合計>0のとき、保険請求額が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	保険請求額が0に訂正されエラー	
253		AUU1	資格:保険出来高医療費単位数合計>0のとき、保険出来高医療費請求額が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	保険出来高請求額が0に訂正されエラー	
254		AUU2	資格:サービス計画費の請求金額が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	サービス計画請求額が0に訂正されエラー	
255		AUU3	資格:公費給付率>90%以外に訂正され、不正となりました。	公費給付率>90%に訂正されエラー	
256		AUU4	資格:給付単位数>0のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数が0に訂正され、不正となりました。	計画/限度対象単位数が0訂正されエラー	
257		AUU5	資格:給付単位数が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	給付単位数が0に訂正されエラー	
258		AUU6	資格:食事提供費合計が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	食事提供費合計が0訂正されエラー	
259		AUU7	資格:サービス計画費の単位数が0(ゼロ)に訂正され、不正となりました。	サービス計画費単位数が0訂正されエラー	
260		AUU8	資格:食事標準負担額(日額)が不正です。	食事標準負担額(日額)誤り	
261		AUU9	資格:福祉用具貸与に係る特別地域加算が福祉用具貸与費の100分の100を超えています。	福祉用具貸与に係る特別地域加算オーバー	
262		AUUA	資格:集計情報の記載内容と一致しません。	集計情報の記載内容と不一致	
263		AUUB	資格:旧措置入所者で、かつ、保険給付率≧95%の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	旧措置で保険給付率≧95%の場合設定不可	
264		AU01	資格:単位数単価が誤りです。	同左	
265		AU02	資格:生保受給者の公費本人負担額が15000円を超えています。	同左	
266	(医療) (Y)	Y0	一次:入院区分コード、給付点検の項目何れもが未設定です。	入院区分コード給付点検の項目が未設定	
267		Y1	一次:規定の桁数を満たしていません。	桁数不正	
268		Y2	一次:日数が暦日を超えています。	日数が暦日超過	
269		Y3	一次:診療年月が処理年月以降になっています。	診療年月誤り(処理年月以降)	
270	その他(ZZ)	ZZZZ	その他エラー	その他エラー	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系
 ×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連
 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
271	事業所基本台帳又はサービス台帳(10)	10PT	資格:小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無との関係に誤りがあります。	居宅サービス等利用有無の設定と不一致	
272		10Q4	資格:送付元と居宅サービス計画作成区分が異なります。	送付元と居宅サービス計画作成区分が相違	
273		10QB	資格:居宅サービス計画作成区分と計画サービス種類の関係に誤りがあります。	サービス種類と作成区分が相違	
274		10QC	資格:指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が不正です。	サービス台帳の食事管理の状況の値誤り	
275		10QD	資格:指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が3:別表第二注2口該当の時、特別食単価・日数・金額に値が設定されています。	特別食単価・日数・金額項目設定不可	
276		10QE	資格:生活保護指定を受けていない事業所のため請求できません。	生保指定無事業所のため請求できません	
277		10QF	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	サービス内容と要介護度不一致	
278		10QG	資格:旧措置入所者特例対象外の受給者です。	旧措置入所者特例対象外受給者	
279		10QK	資格:特地加算は算定できない事業所です。	特地加算算定対象外の事業所です	
280		10V1	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特別地域加算)	算定不可-特別地域加算	
281		10V2	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(緊急時訪問看護加算)	算定不可-緊急時訪問看護加算	
282		10V3	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特別管理体制)	算定不可-特別管理体制	
283		10V4	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(機能訓練指導体制)	算定不可-機能訓練指導体制	
284		10V5	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(食事算定体制)	算定不可-食事算定体制	
285		10V6	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入浴介助加算)	算定不可-入浴介助加算	
286		10V7	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特別入浴介助体制)	算定不可-特別入浴介助体制	
287		10V8	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーション加算状況)	算定不可-リハビリ加算状況	
288		10V9	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(療養環境基準)	減算請求要-療養環境基準減算	
289		10VA	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(障害者生活支援体制)	算定不可-障害者生活支援体制	
290		10VB	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(常勤専従医師配置)	算定不可-常勤専従医師配置	
291		10VC	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間勤務条件基準)	算定不可-夜間勤務条件基準	
292		10VD	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医師配置)	算定不可-医師配置	
293		10VE	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(精神科医師定期的療養指導)	算定不可-精神科医師定期指導	
294		10VF	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症専門棟)	算定不可-認知症専門棟	
295		10VG	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(送迎体制)	算定不可-送迎体制	
296		10VH	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所加算(訪問介護))	算定不可-特定事業所訪問	
297		10VJ	資格:請求先の公費負担者番号のため、事業所からの請求には使用できません。	当該公費負担者番号は使用不可	
298		10VK	資格:指定・基準該当等サービス台帳の施設等の区分コードと一致しません。	施設等の区分コード不一致	
299		10VL	資格:指定・基準該当等サービス台帳の人員配置区分コードと一致しません。	人員配置区分コード不一致	
300		10VM	資格:受給者台帳記載の公費負担者番号が生活保護の公費負担者番号ではありません。	受給者台帳記載の公費負担者番号が誤り	
301		10VN	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(食事提供の状況)	算定不可-食事提供の状況	
302	10VP	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(時間延長サービス体制)	算定不可-時間延長サービス体制		
303	10VQ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別リハビリテーション提供体制)	算定不可-個別リハビリ提供体制		
304	10VR	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間ケア体制)	算定不可-夜間ケア体制		
305	10VS	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(居住費対策)	算定不可-居住費対策		
306	10VT	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(人員基準欠如)	算定不可-人員基準欠如		
307	10VV	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーション機能強化)	算定不可-リハビリ機能強化		
308	10VW	資格:社会福祉法人軽減事業実施事業所ではありません。	社会福祉法人軽減事業実施不可		
309	10VX	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(栄養管理の評価)	算定不可-栄養管理の評価		
310	10VY	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(若年性認知症ケア加算)	算定不可-若年認知症ケア体制		

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系
 ×1×2×3×4 ×1×2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連
 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 ×3×4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
311	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	10VZ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(運動器機能向上体制)	算定不可-運動器機能向上体制	
312		10W0	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(栄養マネジメント(改善)体制)	算定不可-栄養マネ・改善体制	
313		10W1	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(口腔機能向上加算)	算定不可-口腔機能向上加算	
314		10W2	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(事業所評価加算(決定))	算定不可-事業所評価加算	
315		10W3	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(緊急受入体制)	算定不可-緊急受入体制	
316		10W4	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間看護体制)	算定不可-夜間看護体制	
317		10W5	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所加算(居宅介護支援))	算定不可-特定事業所支援	
318		10W6	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(大規模事業所)	算定不可-大規模事業所	
319		10W7	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(重度化対応体制)	算定不可-重度化対応体制	
320		10W8	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医療連携体制)	算定不可-医療連携体制	
321		10W9	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ユニットケア体制)	算定不可-ユニットケア体制	
322		10WA	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(在宅・入所相互利用体制)	算定不可-在宅・入所相互体制	
323		10WB	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ターミナルケア(看取り看護)体制)	算定不可-ターミナルケア体制	
324		10WC	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(身体拘束廃止取組)	減算請求要-身体拘束廃止取組	
325		10WD	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(小規模拠点集合体制)	算定不可-小規模拠点集合体制	
326		10WE	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(準ユニットケア体制)	算定不可-準ユニットケア体制	
327		10WF	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症ケア加算)	算定不可-認知症ケア加算	
328		10WG	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別機能訓練加算)	算定不可-個別機能訓練加算	
329		10WH	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(アクティビティ実施加算)	算定不可-アクティビティ	
330		10WJ	資格:体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。(設備基準)	減算請求要-設備基準	
331		10WK	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(療養体制維持特別加算)	算定不可-療養体制維持	
332		10WL	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(3級ヘルパー体制)	算定不可-3級ヘルパー体制	
333		10WM	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(中山間地域加算(地域))	算定不可-中山間加算(地域)	
334		10WN	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(中山間地域加算(規模))	算定不可-中山間加算(規模)	
335		10WP	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(サービス提供体制強化)	算定不可-サービス提供体制	
336		10WQ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症短期集中リハビリ加算)	算定不可-認知症短期集中リハ	
337		10WR	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(若年性認知症受入加算)	算定不可-若年性認知症受入	
338		10WS	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制)	算定不可-看護体制	
339		10WT	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜勤職員配置)	算定不可-夜勤職員配置	
340		10WU	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(療養食加算)	算定不可-療養食加算	
341		10WV	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(日常生活継続支援)	算定不可-日常生活継続支援	
342		10WW	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症ケア加算)	算定不可-認知症ケア加算	
343		10WX	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(24時間通報対応)	算定不可-24時間通報対応	
344		10WY	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護職員配置)	算定不可-看護職員配置	
345		10WZ	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間ケア加算)	算定不可-夜間ケア加算	
346	1001	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(日中の身体介護20分未満体制)	同左		
347	1002	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(サービス提供責任者体制)	同左		
348	1003	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(緊急短期入所体制確保加算)	同左		
349	1004	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(介護職員処遇改善加算)	同左		
350	1005	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(在宅復帰・在宅療養支援機能加算)	同左		
351	1006	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活機能向上グループ活動加算)	同左		

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系
 ×1×2×3×4 ×1×2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連
 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 ×3×4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
352	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	1007	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	同左	
353		1008	資格:受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。	同左	
354		1009	資格:指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。(住所地特例対象者)	同左	
355		100A	資格:事業所指定の効力が停止された事業所です。(住所地特例対象者)	同左	
356		100B	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制強化加算)	算定不可-看護体制強化加算	
357		100C	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(短期集中個別リハビリテーション実施加算)	算定不可-短期集中個別リハビリテーション実施加算	
358		100D	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(リハビリテーションマネジメント加算)	算定不可-リハビリテーションマネジメント加算	
359		100E	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(移行支援加算(社会参加支援加算))	算定不可-移行支援加算(社会参加支援加算)	
360		100F	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(短期集中リハビリテーション実施加算)	算定不可-短期集中リハビリテーション実施加算	
361		100G	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(中重度者ケア体制加算)	算定不可-中重度者ケア体制加算	
362		100H	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別送迎体制強化加算)	算定不可-個別送迎体制強化加算	
363		100J	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入浴介助体制強化加算)	算定不可-入浴介助体制強化加算	
364		100K	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活行為向上リハビリテーション実施加算)	算定不可-生活行為向上リハビリテーション実施加算	
365		100L	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(医療連携強化加算)	算定不可-医療連携強化加算	
366		100M	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(特定事業所集中減算)	算定不可-特定事業所集中減算	
367		100N	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(総合マネジメント体制強化加算)	算定不可-総合マネジメント体制強化加算	
368		100P	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(訪問看護体制強化加算)	算定不可-訪問看護体制強化加算	
369		100R	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(認知症加算)	算定不可-認知症加算	
370		100S	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看取り連携体制加算)	算定不可-看取り連携体制加算	
371		100T	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(訪問体制強化加算)	算定不可-訪問体制強化加算	
372		100U	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(夜間支援体制加算)	算定不可-夜間支援体制加算	
373		100V	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(選択的サービス複数実施加算)	算定不可-選択的サービス複数実施加算	
374		100W	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(訪問看護体制減算)	算定不可-訪問看護体制減算	
375		100X	資格:当該サービスは、医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
376		100Y	資格:当該サービスは、歯科医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
377		100Z	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(定期巡回・随時対応サービスに関する状況)	算定不可-定期巡回・随時対応サービスに関する状況	
378		1010	資格:指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	同左	
379		1011	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(生活相談員配置等加算)	同左	
380		1012	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別機能訓練体制Ⅰ)	同左	
381		1013	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(個別機能訓練体制Ⅱ)	同左	
382		1014	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制加算Ⅰ又はⅢ)	同左	
383		1015	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(看護体制加算Ⅱ又はⅣ)	同左	
384		1016	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(重度認知症疾患療養体制加算)	同左	
385		1017	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(入居継続支援加算)	同左	
386		1018	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(ターミナルケアマネジメント加算)	同左	
387		1019	資格:該当サービスを算定できない事業所です。(配置医師緊急時対応加算)	同左	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系
 ×1×2×3×4 ×1×2・・・カテゴリ AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
 AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
 10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
 14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
 16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 ×3×4・・・カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
388	事業所基本台帳又はサービス台帳 (10)	101A	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（褥瘡マネジメント加算）	同左	
389		101B	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（移行定着支援加算）	同左	
390		101C	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活機能向上連携加算）	同左	
391		101D	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ADL維持等加算Ⅲ（ADL維持等加算））	同左	
392		101E	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション提供体制加算）	同左	
393		101F	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所医療介護連携加算（特定事業所加算Ⅳ））	同左	
394		101G	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（事業所評価加算）	同左	
395		101H	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（利用者の入院期間中の体制）	同左	
396		101J	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（食堂の有無）	同左	
397		101K	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準（廊下））	同左	
398		101L	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準（療養室））	同左	
399		101M	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（サテライト体制）	同左	
400		101N	資格：特別介護医療院、特別介護保健施設等に該当する事業所では算定できないサービスです。	同左	
401		101P	資格：一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には算定できないサービスです。	同左	
402		101Q	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算Ⅰ）	同左	
403		101R	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算Ⅱ）	同左	
404		101S	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅰ）	同左	
405		101T	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅱ）	同左	
406		101U	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入院患者に関する基準）	同左	
407		101V	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（介護職員等特定処遇改善加算）	同左	
408		101W	資格：該当サービスを算定できない事業所による居宅療養管理指導です。	同左	
409		101X	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応）	同左	
410		101Y	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（科学的介護推進体制加算）	同左	
411		101Z	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（LIFEへの登録）	同左	
412		1020	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（情報通信機器等の活用等の体制）	同左	
413		1021	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（安全管理体制）	同左	
414		1022	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（栄養マネジメント強化体制）	同左	
415		1023	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（自立支援促進加算）	同左	
416		1024	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（安全対策体制）	同左	
417		1025	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（排せつ支援加算）	同左	
418		1026	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（移行計画の提出状況）	同左	
419	1027	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリ計画書情報加算）	同左		
420	1028	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合）	同左		
421	1029	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所加算Ⅴ（訪問介護））	同左		
422	1030	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ADL維持等加算（申出））	同左		
423	1031	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（特定事業所集中減算）	同左		

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧（令和3年5月以降審査分）

コード体系
 ×1×2×3×4 ×1×2 . . . カテゴリ AA：形式誤り AB：項目属性誤り AC：二重登録（一次） AD：台帳突合誤り（一次） AE：サービス提供年月誤り AG：緊急時情報関連
 AH：特定情報関連 AN：二重登録（資格） AR：償還系誤り AS：計算誤り AT：数値不正（一次） AU：数値不正（資格） Y：医療 ZZ：その他
 10：事業所基本台帳またはサービス台帳 12：受給者台帳 13：法別管理台帳/公費負担者台帳
 14：介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15：種類別市町村固有台帳
 16：市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 ×3×4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
424	受給者台帳 (12)	12P0	資格：受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	
425		12P2	資格：資格を喪失している被保険者です。	資格喪失被保険者	
426		12P3	資格：給付管理票の合計+償還払給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。	給管+償還合計が区分支給限度基準額超過	
427		12P4	資格：受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	
428		12P5	資格：受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	市町村の認定情報と不一致（作成区分）	
429		12P9	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。	受給者台帳記載の公費負担者番号と不一致	
430		12PA	資格：変更申請中の受給者です。	市町村の認定変更が未決定	
431		12PB	資格：給付減額又は償還払化の受給者です。	給付減額又は償還払化の受給者	
432		12PC	資格：特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。	市町村の特定入所者認定と相違	
433		12PD	資格：認定有効期間外の被保険者です。	認定有効期間外の被保険者	
434		12PE	資格：訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。	訪問通所限度額管理期間外の被保険者	
435		12PF	資格：短期入所限度額管理期間外の被保険者です。	短期入所限度額管理期間外の被保険者	
436		12PJ	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。	居宅サービス等利用有無が未設定	
437		12PK	資格：有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。	有料老人ホーム等の同意書が未提出	
438		12PL	資格：利用者負担減免の申請中です。	利用者負担減免の申請中	
439		12Q5	資格：既に資格喪失した受給者です。	資格喪失受給者	
440		12Q6	資格：受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。	受給者台帳記載又は基準値給付率と不一致	
441		12Q7	資格：証記載保険者番号が不正です。	無効な証記載保険者番号	
442		12Q9	資格：この受給者は、旧措置者のため対象外です。	旧措置者のため対象外	
443		12QA	資格：請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。	様式に対する要介護状態区分が不一致	
444		12QJ	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	市町村認定の要介護度と相違	
445		12QT	資格：受給者台帳記載項目と一致しません。	受給者台帳記載項目不一致	
446		12VU	資格：居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。	居住費対策不一致	
447		1201	資格：二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。	同左	
448		1202	資格：総合事業を受けることのできない受給者です。	同左	
449		1203	資格：住所地特例対象者でない受給者です。	同左	
450		1204	資格：市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。	同左	
451		1205	資格：有効期間外の住所地特例対象者です。	同左	
452		1206	資格：該当の被保険者は65歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。	同左	
453		1207	資格：小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。	同左	
454		1208	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
455		1209	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。	同左	
456		120A	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
457		120B	資格：二割負担対象者及び三割負担対象者に適用されない公費が記載されています。	同左	
458		120C	資格：この受給者は、旧措置者のため二割負担及び三割負担の対象外です。	同左	
459		120D	資格：二割負担対象者または三割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	同左	
460		120E	資格：住所地特例対象者に該当しないため事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載はできません。	同左	
461		120F	資格：住所地特例対象者であるため事業費明細欄に記載はできません。	同左	
462		12SA	資格：給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。	市町村認定の給付率と相違	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)

コード体系
 ×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連
 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他
 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳
 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳
 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳
 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード

項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
463	費法別管理(3)台帳/公費(1)	13PS	資格:公費負担者台帳に該当する公費負担者情報が存在しません。	当該公費負担者情報は同台帳に未登録	
464		13PU	資格:法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
465		13PW	資格:有効期間外の公費負担者です。	有効期間外の公費負担者	
466		13Q0	資格:有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
467		13Q2	資格:公費1・2・3の優先順位関係に誤りがあります。	公費1・2・3の優先順位に誤り	
468		13QV	資格:給付額減額により引下げられた給付率に一致しません。	給付額減額による引下げ給付率に不一致	
469	介護給付費単位数表/サービスコード管理(14)療養・特別診療表	14P8	資格:介護給付費単位数表に該当するサービス情報が存在しません。	当該サービス情報は単位数表無	○
470		14PG	資格:介護給付費単位数表または介護特定診療表の制限回数日数を超過しています。	制限回数日数超過	
471		14PH	資格:このサービスに該当する公費は適用されていません。	当該サービスは公費対象外	
472		14PM	資格:有効期間外の介護サービスです。	有効期間外の介護サービス	○
473		14PR	資格:給付単価表に該当する給付単価情報が存在しません。	当該給付単価情報は給付単価表になし	
474		14PY	資格:有効期間外の給付単価です。	有効期間外の給付単価	
475		14PZ	資格:複数の市町村独自加算のサービスは請求できません。	市町村独自加算請求複数有り	
476		14QH	資格:入所年月日、又は事業開始日より起算して算定期間の範囲外です。	入所・事業開始後算定期間超	
477		14QL	資格:ターミナルケア(看取り介護)加算算定に必要な中止、退所年月日が未設定、又は中止理由が誤っています。	中止、退所日未設定又は理由誤	
478		14QN	資格:初期加算算定に必要な入所年月日が未設定、又は入所年月日より30日を超過しています。	入所日未設定入所日後30日超	
479		14QP	資格:算定対象期間外に提供されたサービス、又は退所後の状況が誤りです。	算定対象期間外退所後の状況誤	
480		14QR	資格:摘要欄が未記入です。	摘要欄は必須項目です	○
481		14QU	資格:旧措置入所者は請求できないサービスです。	旧措置入所者請求不可サービス	
482		14QW	資格:食事サービスを算定できない法別番号です。	食事を算定できない法別番号	
483		14QY	資格:同時に請求できないサービスです。	同時請求不可サービス	
484		14QZ	資格:退所(院)年月日の翌月以降に算定できないサービスです。	退所翌月以降は算定不可	
485		1401	資格:初期加算又は認知症緊急対応加算算定に必要な入所年月日が未設定です。	同左	
486		1402	資格:入所年月日より30日を越えています。	同左	
487		1403	資格:入所年月日より7日を越えています。	同左	
488		1404	資格:介護給付費単位数表(総合事業)に該当するサービス情報が存在しません。	同左	○
489		1405	資格:有効期間外の総合事業サービスです。	同左	○
490		1406	資格:介護給付費単位数表(総合事業)の制限回数日数を超過しています。	同左	
491		1407	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	同左	
492		1408	資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	同左	
493	1409	資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	同左		
494	140A	資格:福祉用具商品コードの上限単位数を超過しています。	同左		
495	1410	資格:共生型サービスのサービスコードが存在しません。	同左		
496	1411	資格:単位数が介護給付費単位数表の合成単位数と一致していません。	同左		
497	1412	資格:同一サービス種類において複数算定できないサービスが請求されています。	同左		
498	種類別市町村固有(15)	15P6	資格:このサービス種類に該当する計画単位数(日数)の合計が種類別支給限度基準額を超過しています。	サービス種類の合計が支給限度基準額超過	
499		15P7	資格:種類別市町村固有台帳に該当する市町村固有情報が存在しません。	該当市町村固有情報台帳未登録	
500		15PQ	資格:有効期間外の種類別市町村固有情報です。	有効期間外一種別別市町村固有	
501		1501	資格:有効な種類別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
502		1502	資格:種類支給限度基準額を超過しています。	同左	
503		1503	資格:有効な区分別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
504		1504	資格:区分支給限度基準額を超過しています。	同左	

介護保険審査チェック エラーコード一覧

エラーコード一覧 (令和3年5月以降審査分)					
コード体系					
×1×2×3×4 × 1 × 2 . . . カテゴリ AA:形式誤り AB:項目属性誤り AC:二重登録(一次) AD:台帳突合誤り(一次) AE:サービス提供年月誤り AG:緊急時情報関連 AH:特定情報関連 AN:二重登録(資格) AR:償還系誤り AS:計算誤り AT:数値不正(一次) AU:数値不正(資格) Y:医療 ZZ:その他 10:事業所基本台帳またはサービス台帳 12:受給者台帳 13:法別管理台帳/公費負担者台帳 14:介護給付費単位数表/サービスコード管理/給付単価表/特定診療・特別療養・特別診療表 15:種類別市町村固有台帳 16:市町村特別給付台帳/地域密着型サービスコード台帳 20:介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳 × 3 × 4 . . . カテゴリ内の詳細コード					
項番	カテゴリ等	エラーコード	内部コード(審査チェックエラーコード)	内部コード(返戻事由エラーコード)	事前チェック適用有無
505	域市町密着型特別給付台帳(16)	16PN	資格:市町村特別給付台帳に該当する市町村特別給付情報が存在しません。	市区町村特別給付は台帳未登録	
506		16PP	資格:有効期間外の市町村特別給付サービスです。	有効期間外-市町村特別給付	
507		16PV	資格:地域密着型サービスコード台帳に該当するサービス情報が存在しません。	市町村独自加算算定不可	
508		16PX	資格:有効期間外の地域密着型サービスです。	有効期間外の市町村独自加算	
509		16Q8	資格:市町村特別給付台帳の市町村特別支給限度基準額を超えています。	市町村特別給付の支給限度額超	
510	支援総合事業(20)	2001	資格:保険者に認定されていない総合事業サービスです。	同左	
511		2002	資格:有効期間外の総合事業サービスです。	同左	
512		2003	資格:介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード台帳の利用者負担額を超えています。	同左	
513		2004	資格:有効期間外の総合事業サービスです。(保険者指定)	同左	
514		2005	資格:総合事業サービスコード台帳の制限回数日数を超えています。	同左	
515		2006	資格:保険者より総合事業サービスコード台帳が提出されていません。	同左	
516		2007	資格:保険者が設定した総合事業サービスコード台帳の単位数が誤っています。	同左	
517	エラー上限	保留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	5003	
518		返戻	サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	5004	
519		返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	5011	
520		返戻	査定でエラーのあるもの	5006	
521		返戻	4種類以上のサービスを計画していないため返戻	5008	
522		返戻	給付管理票に予防(介護)サービスが記載されているため返戻	5013	